

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議

取扱要項

令和 3 年 9 月 8 日

文化庁長官決定

1. 趣旨

文化芸術の担い手である芸術家等が契約内容を十分に理解した上で安心・安全な環境で業務に従事できるよう、このたび、外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」（以下「検討会議」という。）において、契約書のわかりやすいひな型を作成するとともに、関係者の理解を促進し、書面化を推進することにより、適正な契約関係を構築し、ひいてはプロフェッショナルの確立を目指し、安心・安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現を図ることとする。

2. 検討事項

- (1) 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由
- (2) 契約書がないことによって生じる問題
- (3) わかりやすい契約書のひな型と解説の作成
- (4) 契約の書面化に向けた関係者の理解促進や作成支援
- (5) 契約書の必要性や理解を深める広報啓発
- (6) その他必要な事項

3. 開催方法

- (1) 検討会議は、別紙に掲げる委員で組織する。
- (2) 検討会議には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 検討会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めるものとする。
- (4) 検討会議には、必要に応じて作業部会を設置する。
- (5) 検討会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を含む事項を扱う場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、会議の合意を得て非公開とすることができる。

4. 設置期間

令和 3 年 9 月 8 日～令和 4 年 3 月 31 日

5. その他

検討会議の庶務は、関係各課室の協力を得て、文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室において処理する。

(別紙)

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

あし の 芦野	のりかず 訓和	専修大学法学部法律学科 教授
うえ の 上野	たつひろ 達弘	早稲田大学法学学術院 教授
かまた 鎌田	こういち 耕一	東洋大学 名誉教授
きたむら 北村	ゆきお 行夫	虎ノ門総合法律事務所 パートナー弁護士
さとう 佐藤	やまと 大和	レイ法律事務所 代表弁護士
すえよし 末吉	わたる 互	KTS 法律事務所 パートナー弁護士
たぐり 田栗	ひろし 浩	公益財団法人新国立劇場運営財団 常務理事
つかぐち まり こ 塚口麻里子		NP0 法人舞台芸術制作者オープンネットワーク 理事長
てらだ 寺田	こう 航	全国舞台テレビ照明事業協同組合 常務理事 一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会 代表理事専務
ながさわ 長澤	てつ や 哲也	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士
ふくい 福井	けんさく 健策	骨董通り法律事務所 代表パートナー弁護士
まえだ 前田	てつお 哲男	染井・前田・中川法律事務所 パートナー弁護士
もりさき 森崎	めぐみ	一般社団法人日本芸能従事者協会 代表理事 全国芸能従事者労災保険センター 理事長
やまと 大和	しげる 滋	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第 1 回）

出席者一覧

【委員】

芦野 訓和	専修大学法学部法律学科 教授
上野 達弘	早稲田大学法学学術院 教授
鎌田 耕一	東洋大学 名誉教授
北村 行夫	虎ノ門総合法律事務所 パートナー弁護士
佐藤 大和	レイ法律事務所 代表弁護士
末吉 互	K T S 法律事務所 パートナー弁護士
田栗 浩	公益財団法人新国立劇場運営財団 常務理事
塚口麻里子	NP0 法人舞台芸術制作者オープンネットワーク 理事長
寺田 航	全国舞台テレビ照明事業協同組合 常務理事
	一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会 代表理事専務
前田 哲男	染井・前田・中川法律事務所 パートナー弁護士
森崎めぐみ	一般社団法人日本芸能従事者協会 代表理事
	全国芸能従事者労災保険センター 理事長
大和 滋	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与

【ご欠席委員】

長澤 哲也	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士
福井 健策	骨董通り法律事務所 代表パートナー弁護士

【オブザーバー府省庁】

塩原 誠志	内閣府知的財産戦略推進事務局参事官
五十嵐 俊子	公正取引委員会経済取引局経済調査室長
井田 俊輔	総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長
堀 泰雄	厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課長
高木 美香	経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長
遠藤 幹夫	中小企業庁事業環境部取引課長

【文化庁】

都倉 俊一	文化庁長官
矢野 和彦	文化庁次長
根来 恭子	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室長

「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」の調査結果（抜粋）

2020年12月25日

文化庁文化経済・国際課

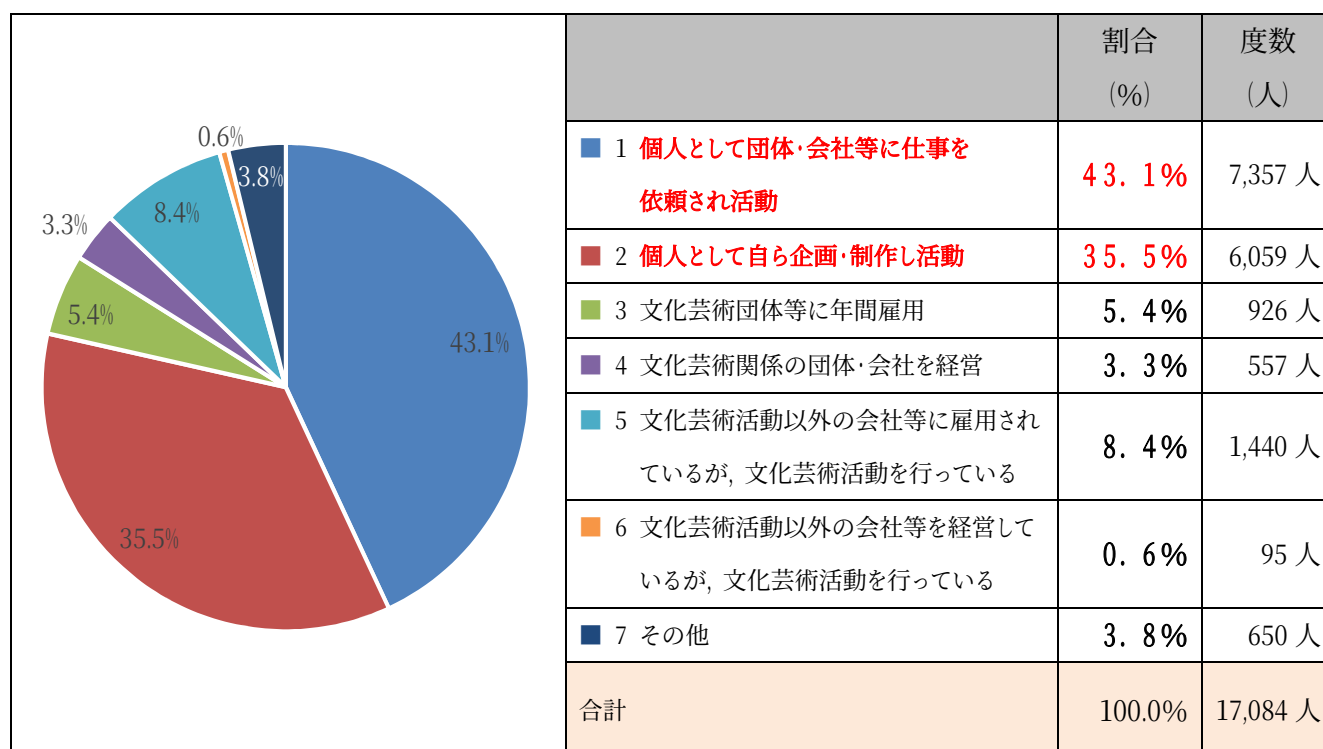
1. 調査概要

目的	文化芸術の担い手である芸術家等の実態を捉え、「新たな生活様式」のもとでの芸術家等の活動基盤を強化していくため、新型コロナウイルス感染症の影響と活動実態を捉えることを目指す。
対象	文学、音楽、美術・写真・デザイン、演劇・舞踊、メディア芸術、伝統芸能、大衆芸能、生活文化・国民娯楽などの分野の活動に関わる芸術家、実演家、教授・指導者、制作・技術スタッフ
期間	令和2(2020)年9月30日～10月13日(14日間)
手法	文化庁ホームページ上のオンラインフォームおよびLINEアンケート
周知方法	文化庁ホームページでの周知、関係文化芸術団体への協力依頼
有効回答	17,196件(うち、オンラインフォーム14,999件、LINE2,197件)※

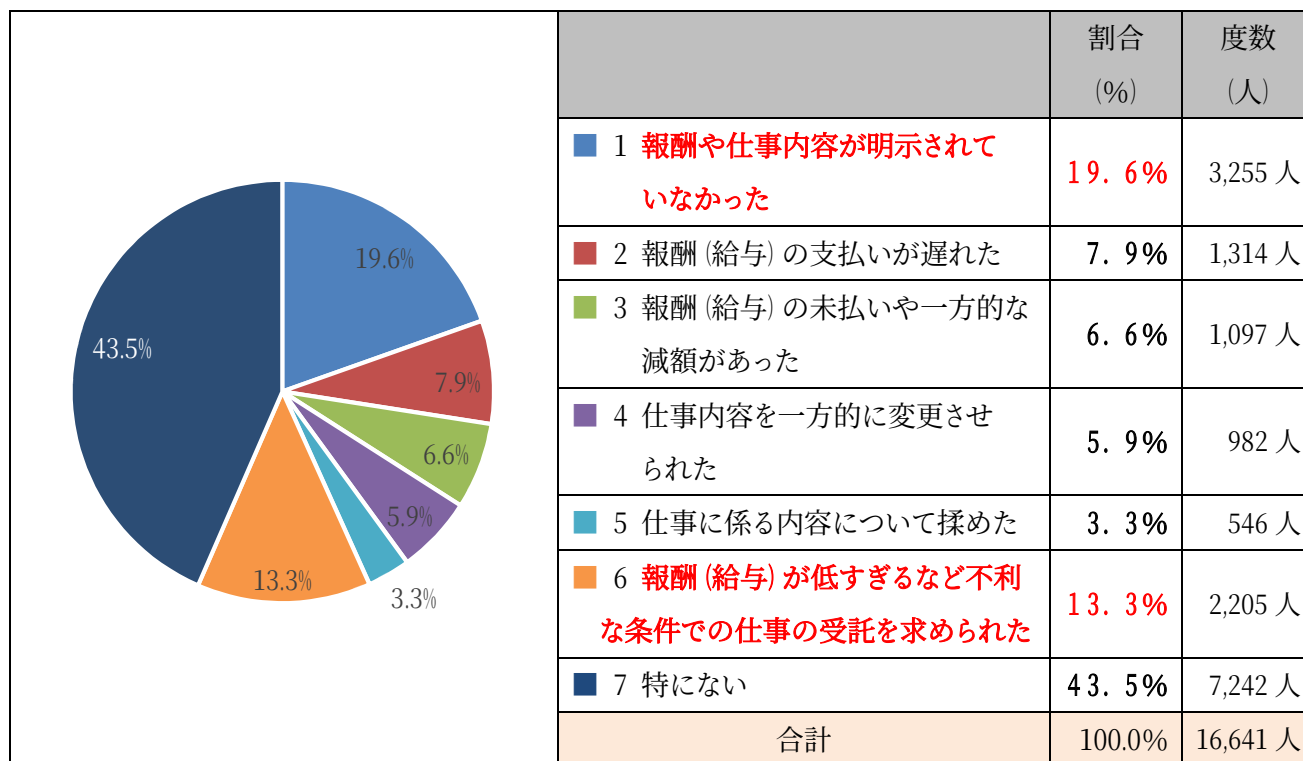
※ 本調査では、無回答を除外して計算しているため、各設問の回答者の合計が17,196件とはなりません。

2. 調査結果（契約に関わるもののみ抜粋し、設問番号を変更）

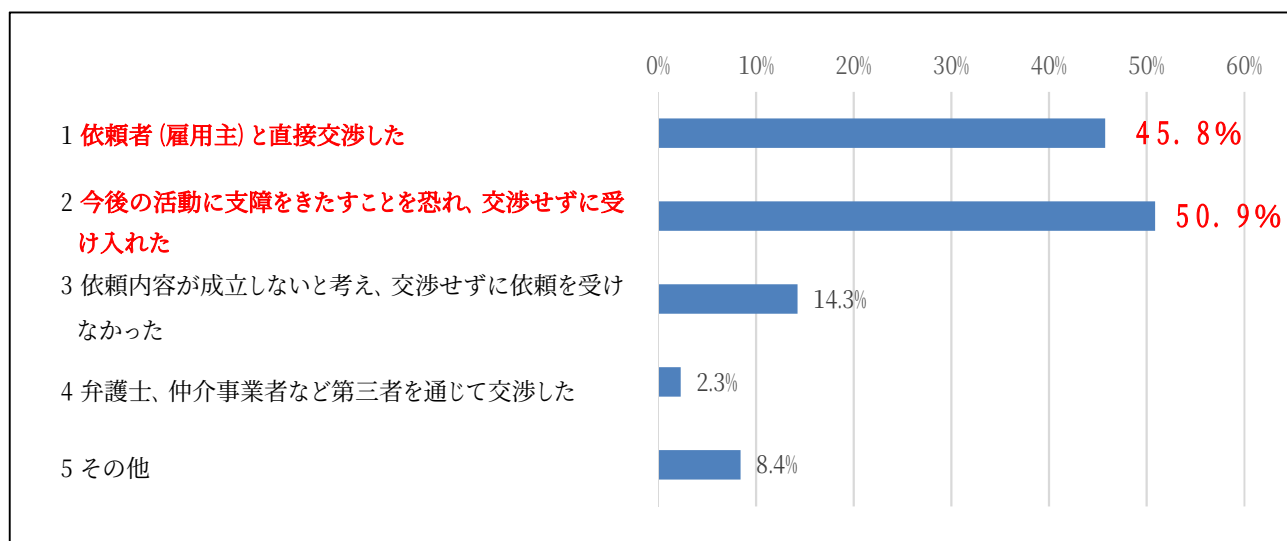
1. あなたの文化芸術活動の主な取り組み方を教えてください。



2. これまで依頼者や雇用主との関係で以下のようなことがありますか。

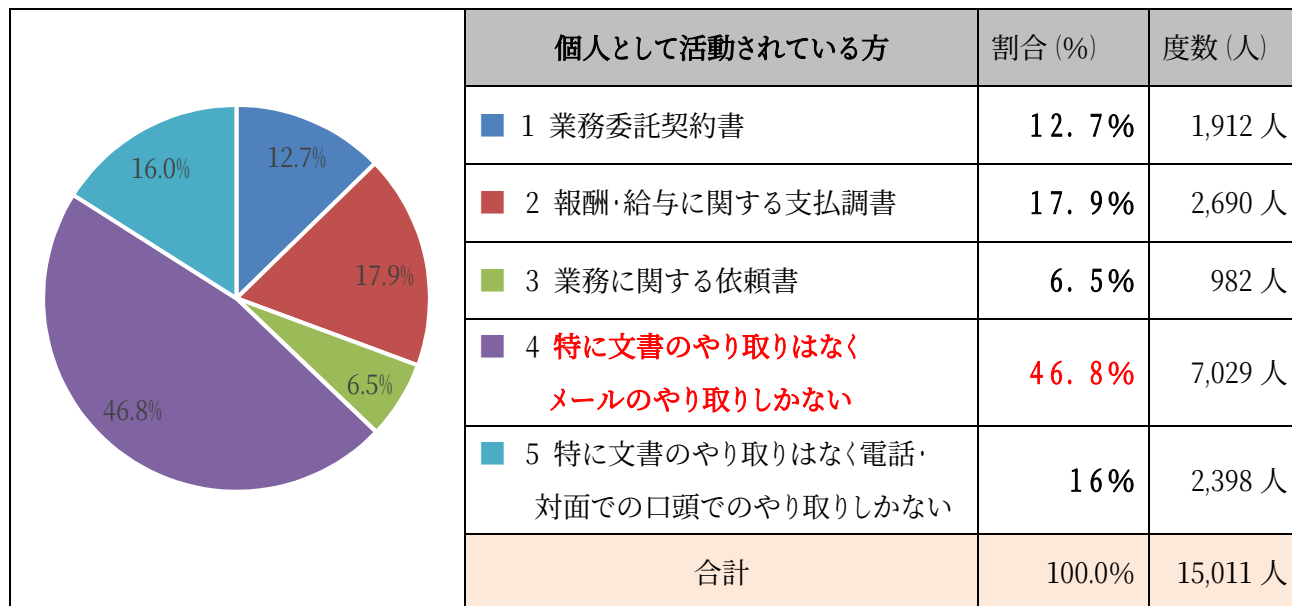


3. 問題があった時にどのように対処しましたか。(複数選択可)

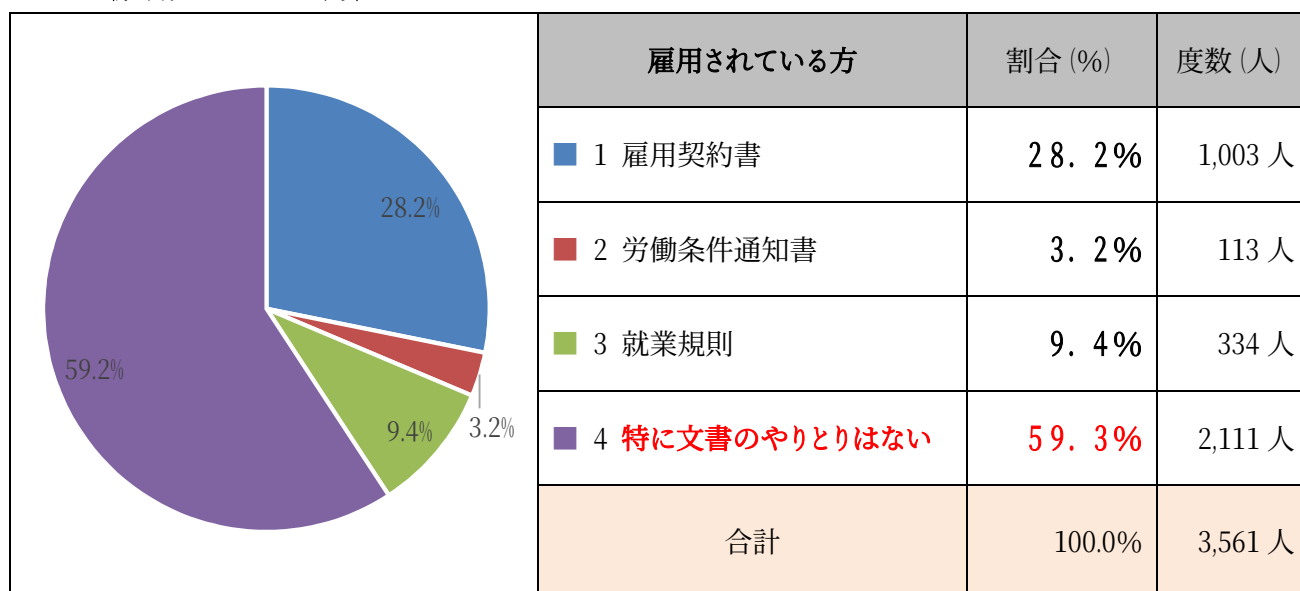


4. 文化芸術を行う団体・企業、個人事業者との契約等に当たって、以下のような書面のやり取りはしていますか。

4-1 (個人として活動されている方)



4-2 (雇用されている方)



5. 新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえ、あなたが文化芸術活動に取り組むにあたって感じられている課題や改善してほしい制度的な課題について、ご自由にお書きください。

(口頭での契約に関する自由記述の例)

- ・ 賃金が安く仕事の依頼も口約束が多い。
- ・ これまで興行会社から口約束で仕事を受けてきた。今回のコロナ禍で契約も補償もなく、収入が途絶えた。

(契約内容に関する自由記述の例)

- ・ 稽古期間、リハーサル期間は無報酬である。交通費や諸経費が全く出ない所も多い。雇用、保険等々、契約にかかるサポートが必要。

(キャンセルポリシーに関する自由記述の例)

- ・ 感染症でスケジュールが変わり、次の仕事を入れられなくなった時の補償がない。また、拘束時間が増えてもギャラは増えない。
- ・ 仕事が先方都合でキャンセルになった場合のキャンセル料の取り決めがない。
- ・ コロナの影響と言われ、キャンセル料をいただけないことがある。やむなく受け入れているが、実際はスケジュールの確保等、コストが発生しており、収入にも大きく影響する。

(就業環境に関する自由記述の例)

- ・ 仕事を発注する側も受ける側も法律を守る意識が低い。事後の減額要求や急な解雇、高所作業等、安全性を担保しないで行なっている。
- ・ 様々なアーティストが安心して生活し芸術活動に取り組める環境こそが日本の文化芸術の発展に必要。根本的な改革と労働環境の改善は芸術活動以前の問題。
- ・ 就業規則や労務管理等、文化芸術団体も十分なレベルにあるのか、調査し、改善すべきである。
- ・ 文化芸術を守るために実態と働き方をきちんと把握すべき。怪我や事故など安全管理に問題がある上、ハラスメントや低収入の問題もあり、社会保障制度も整備されていない。メンタルケアの意識もない。
- ・ 芸術家等へのサポートやセーフティネット、契約義務等の社会的制度の整備遅れなど問題が多い。
- ・ 芸能関係者向けの経理業務デジタル化のサポートや税額控除・助成制度、雇用関係にある協会や事務員、出演者の方々への労働法、労働保険関係の案内や労務管理のデジタル化のサポートや税額控除、助成制度等、芸能関係者と共に制度設計してほしい。

本検討会議の対象とする契約（案）

文化芸術の担い手である「芸術家等」が一方当事者となる契約

「芸術家等」とは、文化芸術基本法第 16 条に列挙されている下記の者。

- ①文化芸術に関する創造的活動を行う者
- ②伝統芸能の伝承者
- ③文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者
- ④文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者
- ⑤文化芸術活動に関する技術者
- ⑥文化施設の管理及び運営を行う者
- ⑦その他の文化芸術を担う者

（参照条文）文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）（抄）

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等への文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

フリーランスに関する政府の方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2021 日本の未来を拓く 4つの原動力
～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」
(骨太方針 2021) (令和3年6月18日) (抄)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

- (5) 多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実
(フェーズⅡの働き方改革、企業組織の変革)

・・・(中略)・・・また、フリーランスについて、ガイドライン^{※1}を踏まえ、関係法令^{※2}の適切な適用等を行うとともに、事業者との取引について書面での契約のルール化などを検討する。これらの取組により、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働ける環境を整備する。・・・(以下、略)

※1 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するガイドライン」
(令和3年3月26日内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省)。

※2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、
下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)、労働関係法令。

- 成長戦略実行計画(令和3年6月18日)(抄)

第5章 「人」への投資の強化

1. フリーランス保護制度の在り方

実態調査[※]によると、取引先とのトラブルを経験したことがあるフリーランスのうち、そもそも書面・電子メールが交付されていない者や、交付されていても取引条件が十分に明記されていなかった者が6割となっている。こうした状況を改善し、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスの取引について、書面での契約のルール化など、法制面の措置を検討する。

フリーランスのセーフティーネットについて検討する。

※ フリーランス実態調査結果(令和2年5月 内閣官房日本経済再生総合事務局) p18

○成長戦略フォローアップ（令和３年６月１８日）（抄）

４．「人」への投資の強化

（１）フリーランス保護制度の在り方

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・ フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。このため、事業者とフリーランスとの取引に関して、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係及びこれらに基づく問題行為を明確化した一覧性のあるガイドラインについて、その内容を分かりやすく紹介したリーフレット等によりフリーランス等へ周知するとともに、取引に関するトラブル等について丁寧な相談対応を実施する。その上で、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行体制を充実する。

また、2021年３月にガイドラインの内容を下請振興法に基づく振興基準に反映したことを踏まえ、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。

- ・ さらに、2021年４月１日から対象範囲の一部拡大を行った労働者災害補償保険の特別加入制度の更なる活用に向け、引き続き要望等を踏まえて対象範囲の拡大の検討を行う。

１３．地方創生

（１１）文化芸術資源を活用した経済活性化

i) 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進

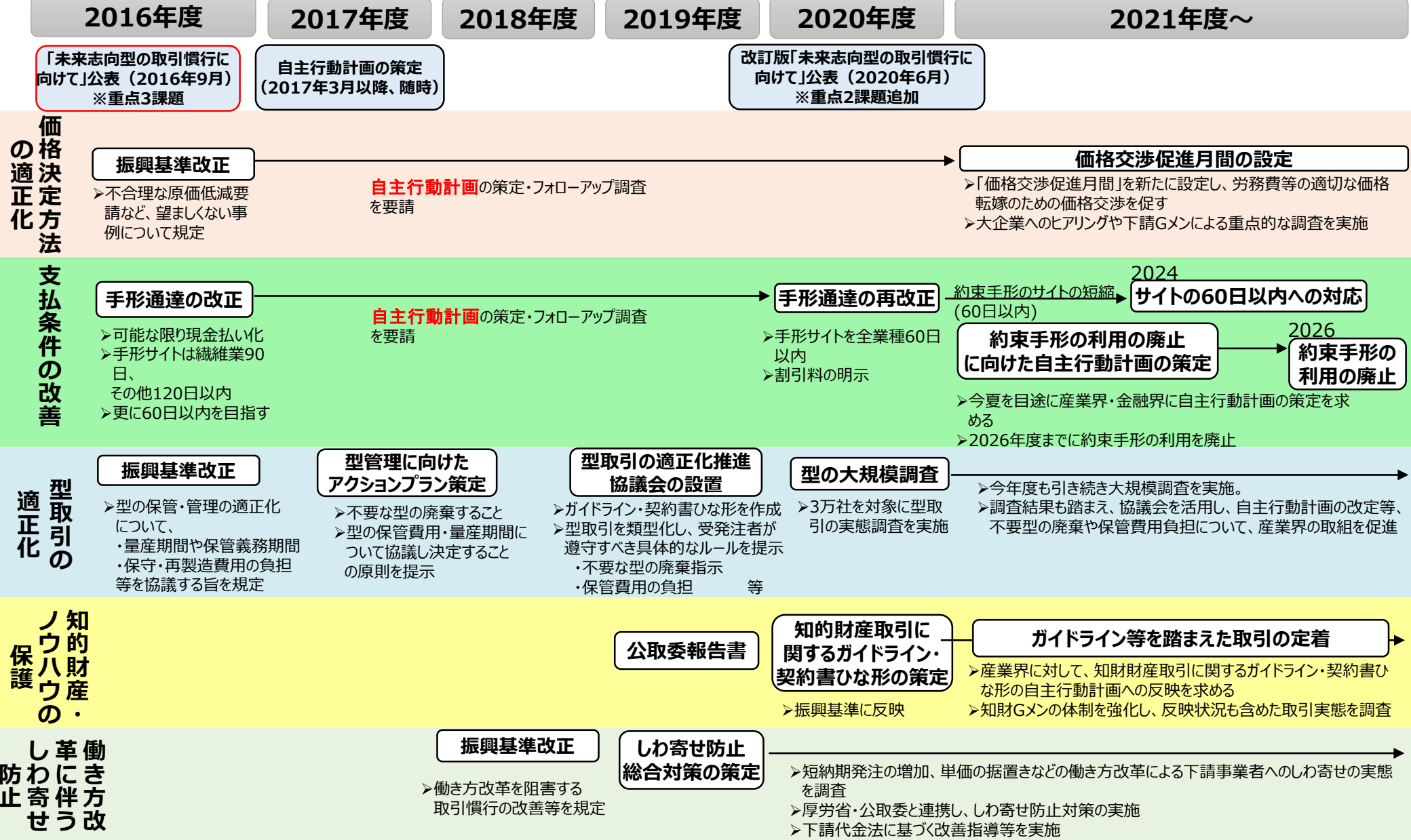
- ・ 文化芸術活動を通じた希望の灯が光り輝き続けるよう、アーティスト等の育成や発表の機会の確保、継続的な活動基盤の強化及びICTを活用した鑑賞者獲得のための取組等を支援することで、コロナ禍の影響を受けた文化芸術関係団体等を支え、継続的な文化芸術の創造・発展・継承に必要な基盤を整備するとともに、2021年度から新たにフリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や、事業環境の改善に向けた取組を進める。



令和 3 年 9 月
中小企業庁

1.「未来志向型の取引慣行に向けて」について

1-1. 中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針①



○重点5課題等の遵守に取り組むことを企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の推進

○2021年度中に宣言企業数2,000社を目指す。9月15日時点で1,453社が宣言。

1-2.下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和3年7月時点）

● 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在17業種51団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

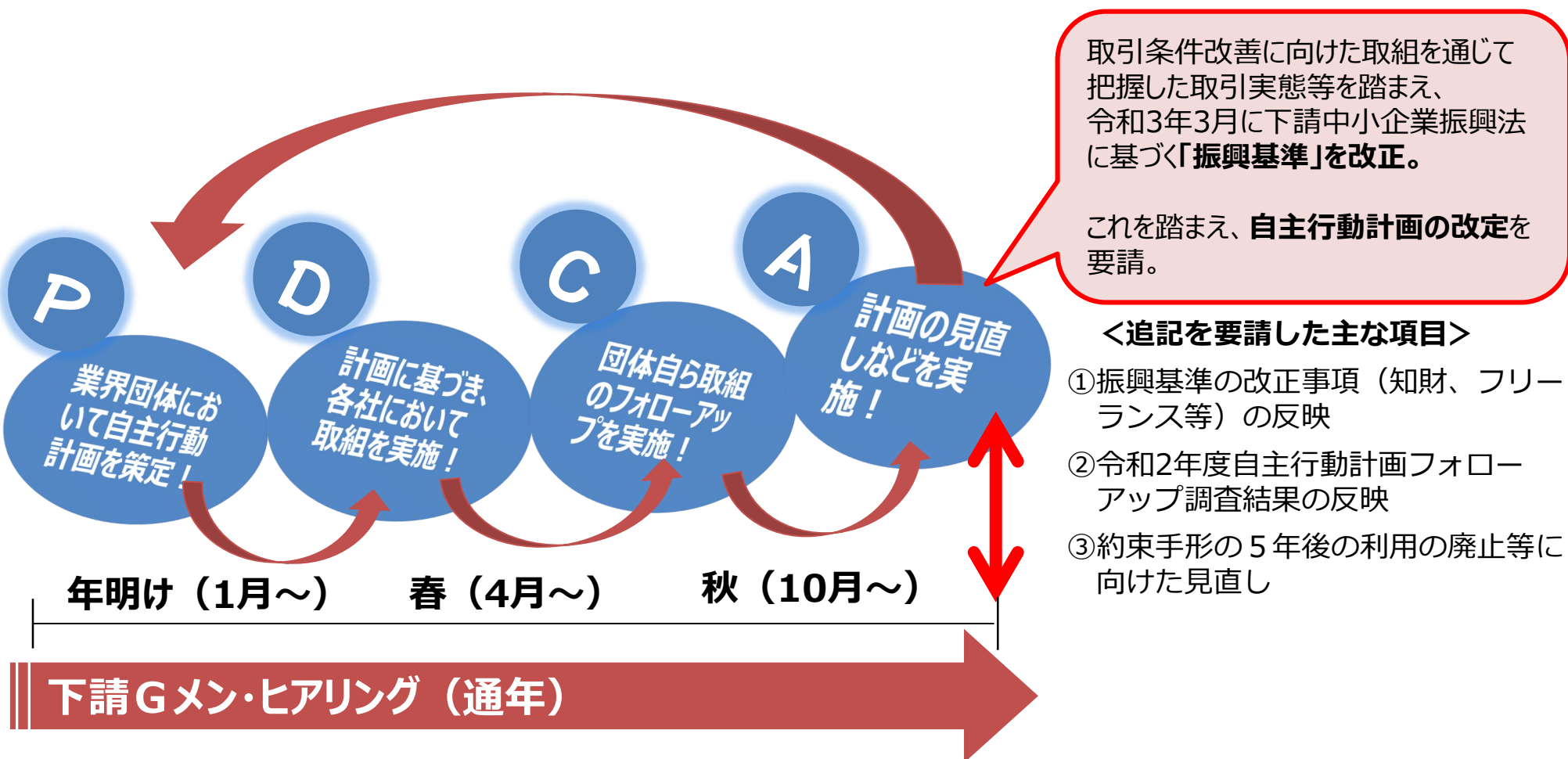
業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚げ製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

＜自主行動計画策定団体＞

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（9団体連名）		日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／素形材センター
機械製造業		日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会 日本産業機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）		日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業		日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本DIY・ホームセンター協会
	建材・住宅設備	日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）		日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成製品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会
金融業		全国銀行協会

1-3. 更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



2. フリーランスへの対応について

2-1.フリーランスガイドラインの概要

- 独禁法、下請代金法及び労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するためのガイドライン（フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン）を令和3年3月に、内閣官房、公取委、中企庁、厚生労省の連名で策定・公表。

本ガイドラインにおける
フリーランスの定義

本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、
実店舗がなく雇人もいない自営業主や一人社長
であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入
を得る者。

本ガイドラインの概要

- 独禁法、下請代金法、労働関係法令との
適用関係
 - フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項
 - 仲介事業者が遵守すべき事項
 - 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準
について整理。
 - 別添としてガイドラインに基づく契約書のひな型例
を作成。
- ↑
中小企業庁が担当

下請振興法に基づく
「振興基準」
への反映

第8 3) フリーランスとの取引
(略) 発注時の取引条件を明確にする書面を交付しない又は交付する書面に発注時の取引条件を明確に記載しない場合には、親事業者は発注後に取引条件を一方的に変更等しやすくなり、後に、当該変更等が行われたことを明らかにすることが困難な場合も生じ得ることから、親事業者は、下請事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）」（令和3年3月26日）を踏まえた適切な取引を行うものとする。

フリーランスとして安心して働ける環境を
整備するためのガイドライン

令和3年3月26日

内閣官房
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

2-2.ガイドラインに基づく契約書のひな型例について

- フリーランスガイドラインには別添として契約書のひな型例を収録
- 発注内容、納期等、報酬の額、支払期日、支払方法、その他特記事項の6項目について記載例を提示し、各項目について具体的な記載例や注意点を記載

<別添>本ガイドラインに基づく契約書のひな型例について

契約書

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

1. 発注内容 ※1

(1) XXXXX

※2 知的財産権が発注内容に含まれる場合

(2) 規格・仕様

※3

☐ 別に資料あり ()

(3) 納入方法・納入場所 ※4

()

2. 納期等

(1) 納期 XX年XX月XX日 ※5

(2) 検査完了日 XX年XX月XX日

3. 報酬の額

・金〇〇〇円(消費税等別) ※6

※ 諸経費は、甲の負担とする。

※ 途中で終了した場合でも、実施割合・機能に相当する報酬を支払う。

4. 支払期日 ※7

☐ 一括払い

本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

☐ 分割払い

① 対価の___% 契約締結日の属する月の翌月末日 / XX年XX月XX日

② 対価の___% XX年XX月XX日

③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

6. その他特記事項

XXXX年XX月XX日

甲 東京都千代田区XXX 1-2-3 乙 東京都千代田区XXX 4-5-6

〇〇株式会社 △△ △△

代表取締役 〇〇 〇〇 △△ △△

1

「1. 発注内容」
の項目については、以下の業務類型について具体例を提示

例1：製造加工
例2：原稿作成
例3：イラストの作成
例4：カメラ撮影
例5：コンサルタント
例6：絵コンテ・レイアウト・原画・動画等

第1回 文化芸術分野の適正な契約関係構築のための 検討会議

2021年9月17日

厚生労働省説明資料

厚生労働省
雇用環境・均等局 在宅労働課

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定し、フリーランスとして安心して働ける環境を整備。

第1 フリーランスの定義

○ 本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者。

第2 独占法、下請法、労働関係法令との適用関係

- 独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- 下請法は、取引の発注者が資本金1000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けていると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用。

第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方

○ 自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

- 優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、発注事業者が発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、独占禁止法上不適切。
- 下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法第3条で定める書面の交付義務違反となる。

3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

○ 優越的地位の濫用につながり得る行為について、行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化。

(1) 報酬の支払遅延	(2) 報酬の減額	(3) 著しく低い報酬の一方的な決定
(4) やり直しの要請	(5) 一方的な発注取消し	(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い
(7) 役務の成果物の受領拒否	(8) 役務の成果物の返品	(9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制
(10) 不当な経済上の利益の提供要請	(11) 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定	(12) その他取引条件の一方的な設定・変更・実施

1 仲介事業者とフリーランスとの取引について

- 仲介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を獲得・拡大することや、発注事業者や消費者が、フリーランスから良質廉価な役務等を受けることに貢献。
- 一方で、今後フリーランスと仲介事業者との取引の増加により、仲介事業者が取引上優越した地位に立ち、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合も考えられる。

2 規約の変更による取引条件の一方的な変更

○ 規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなる場合は、優越的地位の濫用として問題となる。

第5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準

1 フリーランスに労働関係法令が適用される場合

- フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」かどうか判断。
- 労基法上の「労働者」と認められる場合は、労働基準法の労働時間や賃金等に關するルールが適用される。
- 労組法上の「労働者」と認められる場合は、団体交渉を正当な理由なく拒んだりすること等が禁止される。

2・3 労働基準法における「労働者性」の判断基準とその具体的な考え方

- (1) 「使用従属性」に関する判断基準
 - ① 「指揮監督下の労働」であること（労働が他人の指揮監督下において行われているか）
 - ② 「報酬の労務対償性」があること（報酬が「指揮監督下における労働」の対価として支払われているか）
- (2) 「労働者性」の判断を補強する要素
 - ① 事業者性の有無（仕事に必要な機械等を発注者等と受注者のどちらが負担しているか等）
 - ② 専属性の程度（特定の発注者等への専属性が高いと認められるか。）

4・5 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方

- (1) 基本的判断要素
 - ① 事業組織への組み入れ（業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として組織内に確保されているか）
 - ② 契約内容の一方的・定型的決定（労働条件や労務の内容を相手方が一方的・定型的に決定しているか）
 - ③ 報酬の労務対償性（労務供給者の報酬が労務供給に対する対価などとしての性格を有するか）
- (2) 補充的判断要素
 - ④ 業務の依頼に応ずべき関係（相手方からの個々の業務の依頼に対し、基本的に応ずべき関係にあるか）
 - ⑤ 広い意味での指揮監督下の労務提供（労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っている広い意味で解することができるか等）
- (3) 消極的判断要素（この要素が肯定される場合には、労働組合法上の労働者性が弱まる場合がある）
 - ⑥ 顕著な事業者性（恒常的に自己の才覚で利得する機会を有し自らリスクを引き受けて事業を行う者か）

フリーランス・トラブル110番（令和2年11月設置） （<https://freelance110.jp/>）

フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、関係省庁（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁）と連携して、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）を設置。

フリーランス・個人事業主の方へ！
（スタイリスト・習い事講師・データ入力・フォトグラファー・エンジニアなど）

**弁護士に
無料相談
できます！**
フリーランス・トラブル110番

こんな**トラブル**で悩んでいませんか？

- あいまいな契約**
報酬が明示されない状態での作業進行、口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。
- ハラスメント**
精神的な攻撃や契約にない作業の強要、一方的な契約の解消などのパワハラ行為、セクハラ行為。
- 報酬の未払い**
報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし、納品後のクライアント会社の倒産、客信不通。

弁護士による**和解あっせん手続**で**ワンストップ**で解決することができます！
☑ 弁護士が対応 ☑ 秘密厳守 ☑ 匿名相談可 ☑ 対面・Web相談可 ☑ 和解あっせん手続費用無料

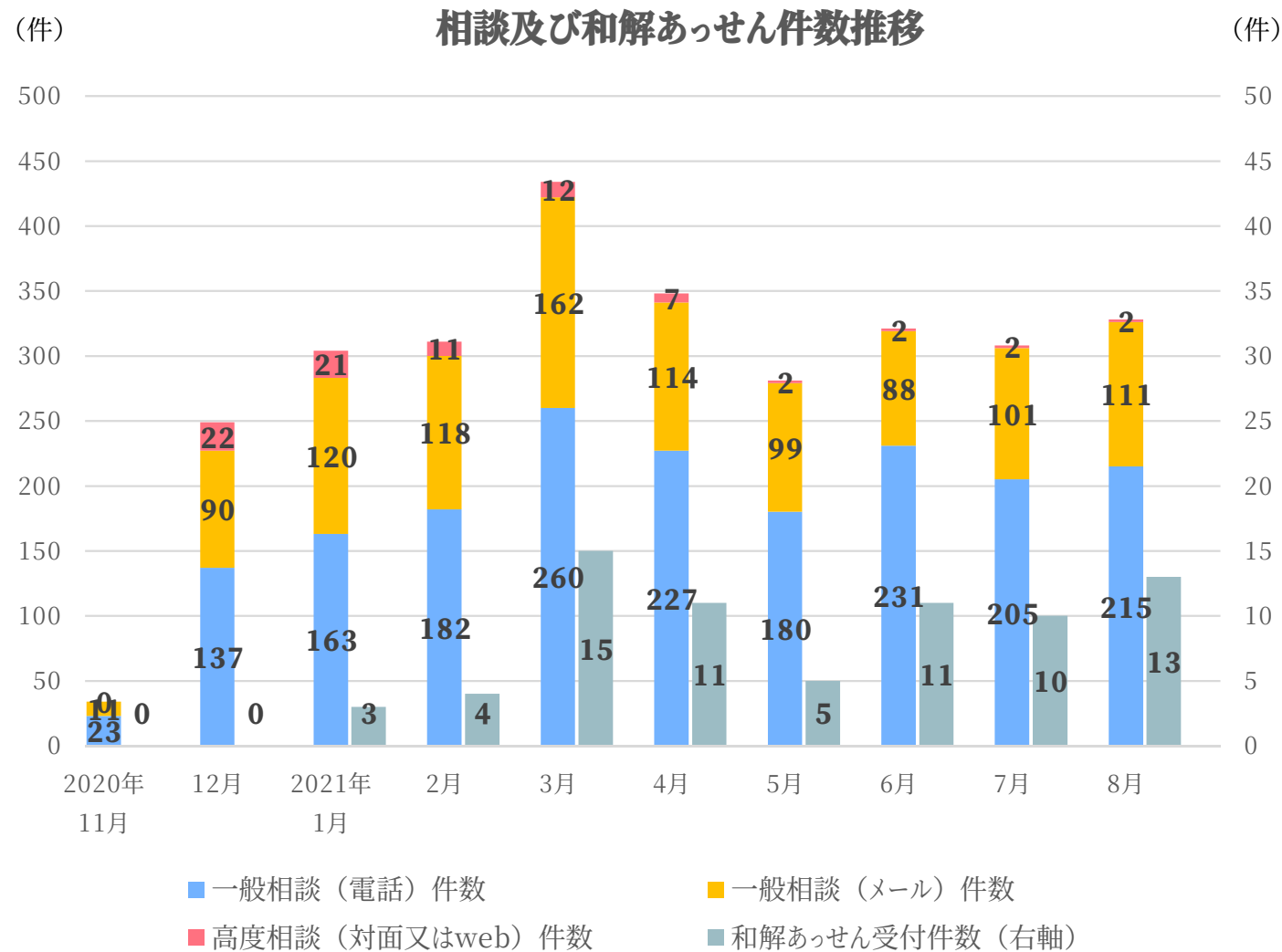
まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします！

ご相談の流れ



1. 相談及び和解あっせん件数

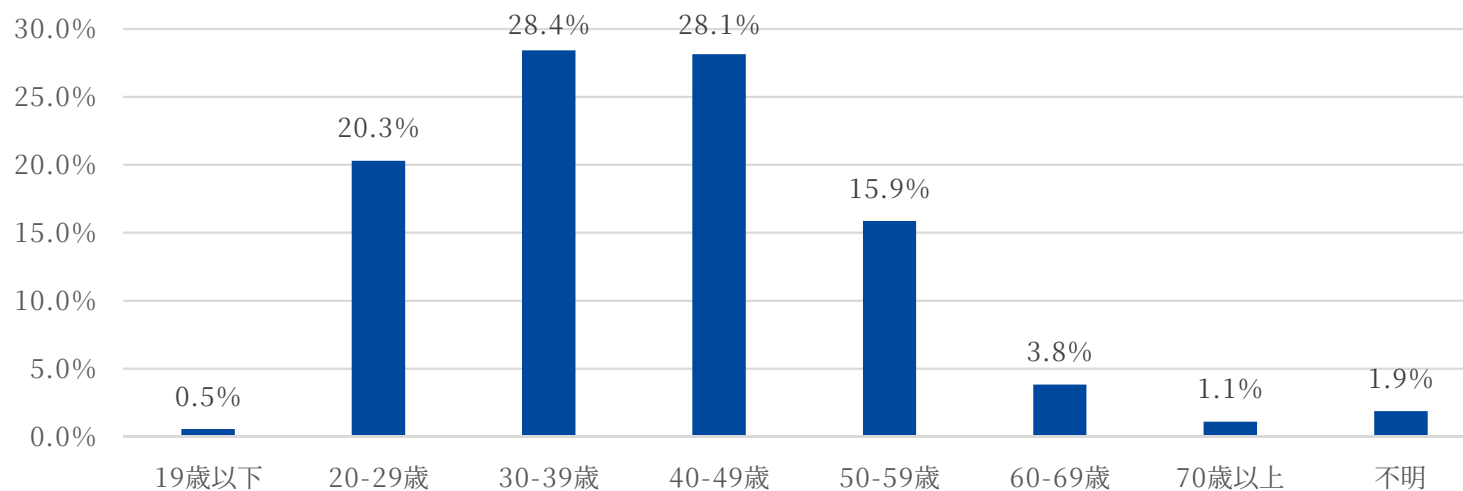
- 相談件数は足元**300件程度で推移**。



※令和2年11月25日から事業開始

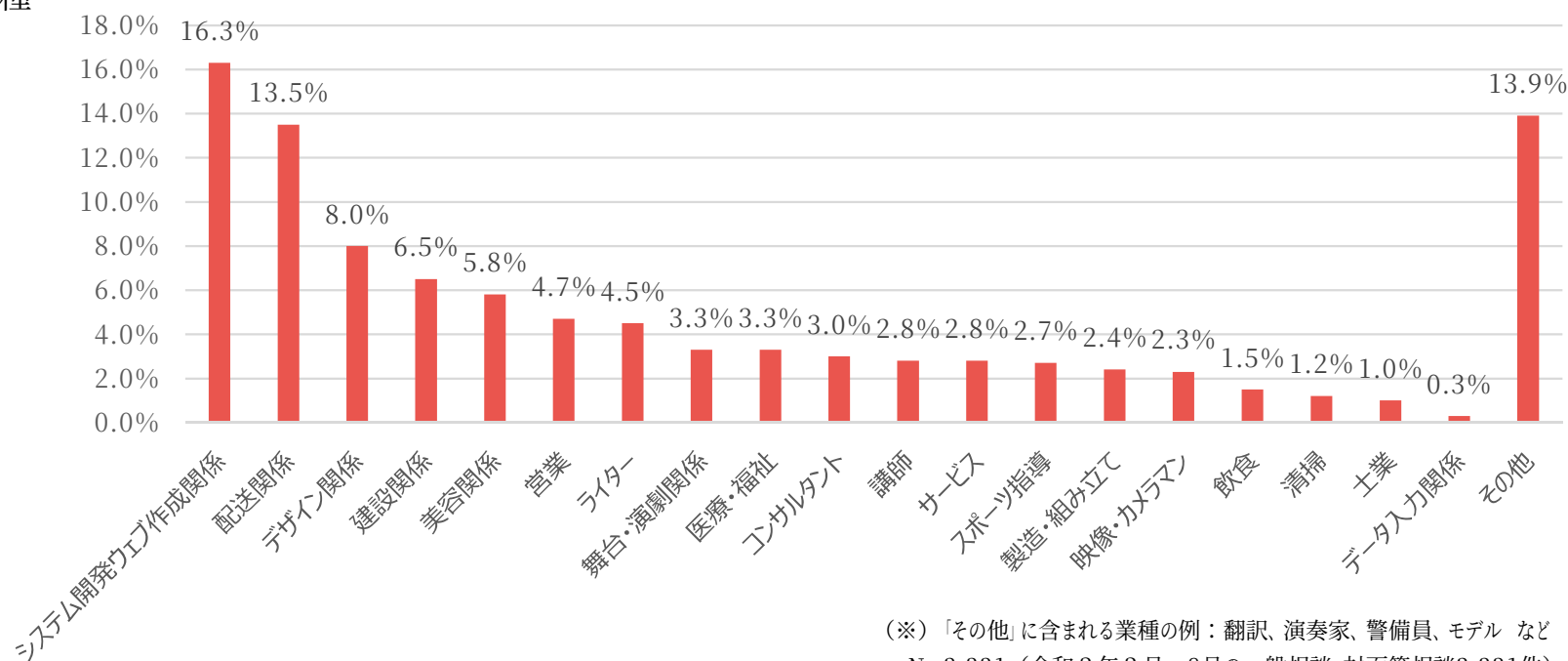
2. 相談者属性（年齢、業種）

（1）年齢



N=2,573（年代データを取り始めた12/21以降の相談において年代を回答した2,573人）

（2）業種



（※）「その他」に含まれる業種の例：翻訳、演奏家、警備員、モデル など
N=2,331（令和3年2月～8月の一般相談・対面等相談2,331件）



総務省

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」

令和 3 年 9 月
総務省情報流通行政局
情報通信作品振興課

1. 背景及び対象

下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。著作権の帰属に関する整理表等を追加した改訂第7版を令和2年9月末に公表。

対象：地上テレビジョン放送、衛星放送、有線テレビジョン放送等を行う放送事業者
放送コンテンツの製作に関わる番組製作会社

2. ガイドラインの目的

自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行を改善し、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進することにより、関係業界の発展につなげる。

3. 主な内容

○ ガイドラインに主に記載している項目

- 1 書面の交付
- 2 取引価格の決定
- 3 著作権の帰属
 - (1) 著作権の帰属、窓口業務
 - (2) 放送番組に用いる楽曲に関する取引
 - (3) アニメの製作に関する取引
- 4 取引内容の変更・やり直し
- 5 その他
 - (1) 下請代金の減額
 - (2) 支払期日の起算日
 - (3) 契約形態と取引実態の相違
 - (4) トンネル会社の規制
 - (5) 下請事業者の振興のための取組

○ 問題となり得る取引事例

【具体例】

- 発注書の書面交付が行われていない場合があった
- 取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
- 著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

○ 望ましいと考えられる事例

【具体例】

- 放送番組製作委託契約の際、書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている

1. 放送コンテンツガイドライン遵守状況調査の実施・周知

- 放送事業者がガイドラインを遵守しているか確認するとともに放送コンテンツの製作取引の適正化を一層強力に推進するため、放送事業者に対し、下請振興法第4条に基づく「指導」を念頭においたガイドライン遵守状況の実態把握を組織的かつ計画的に実施。
- ガイドラインについて、日本民間放送連盟をはじめとする放送事業者・団体等に対して、総務省から個別にガイドライン遵守の働きかけを実施。

2. ガイドライン講習会の実施

- ガイドライン講習会について、本年9月以降、オンライン形式で定期的開催予定。
(総合通信局等から管内各事業者に対し参加呼びかけを行うことできめ細やかな講習を企画・実施)

3. 相談窓口の活用

- ガイドライン遵守に関する法律相談や製作取引の個別具体的な問題については、日本弁護士連合会と連携して開設・現在運営中の放送事業者・番組製作会社等が弁護士に相談できる専門窓口を活用。
令和3年6月3日～令和4年2月26日まで相談受付中(令和3年度予算事業。令和2年度に引き続き実施)
※ 総務省放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットラインURL <https://hosocontents-tekitori.go.jp/>
- 上記2のガイドライン講習会と連携して、弁護士による相談会を開催。
- 寄せられた相談のうちガイドライン違反と思われる事例については、必要に応じ関係省庁と連携・精査の上、発注者に対する指導を実施。

4. フォローアップ調査(アンケート調査)による実態調査

- 放送事業者、番組製作会社等に対するアンケートを通じて、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を行い、契約実態や取引構造に係る定量的な分析を実施。
- 調査結果を踏まえ、ガイドラインの改訂をはじめ、総務省における放送コンテンツの適正な製作取引の推進のための施策に活用。

「映画制作現場の適正化」 「アニメーション制作業界における下請適正取引等 の推進のためのガイドライン」

令和3年9月

経済産業省商務情報政策局

コンテンツ産業課

映像コンテンツ産業の好循環の創出に向けて

- 映像コンテンツ産業を持続可能にするため、海外流通における動画配信プラットフォームの台頭と、国内の働き方改革の推進を“好機”と捉え、対応策を講じる。

好機 1

- ・動画配信プラットフォームの台頭

対応策

- ・大規模製作のための投融資環境整備
(Japan Content Factory)
- ・国際共同製作の促進
(H30年5月 日中映画製作協定)
- ・配信プラットフォームとのビジネスマッチング
(H30年度 経産省委託事業で実施)

①国内市場頭打ち
製作費低迷

②就業環境の悪化
現場の疲弊

悪循環

③コンテンツの
質の低下

構造転換

①海外市場向け
大規模製作

②健全な現場
クリエイティブの発揮

好循環

③コンテンツの
質の向上

好機 2

- ・働き方改革の推進

対応策

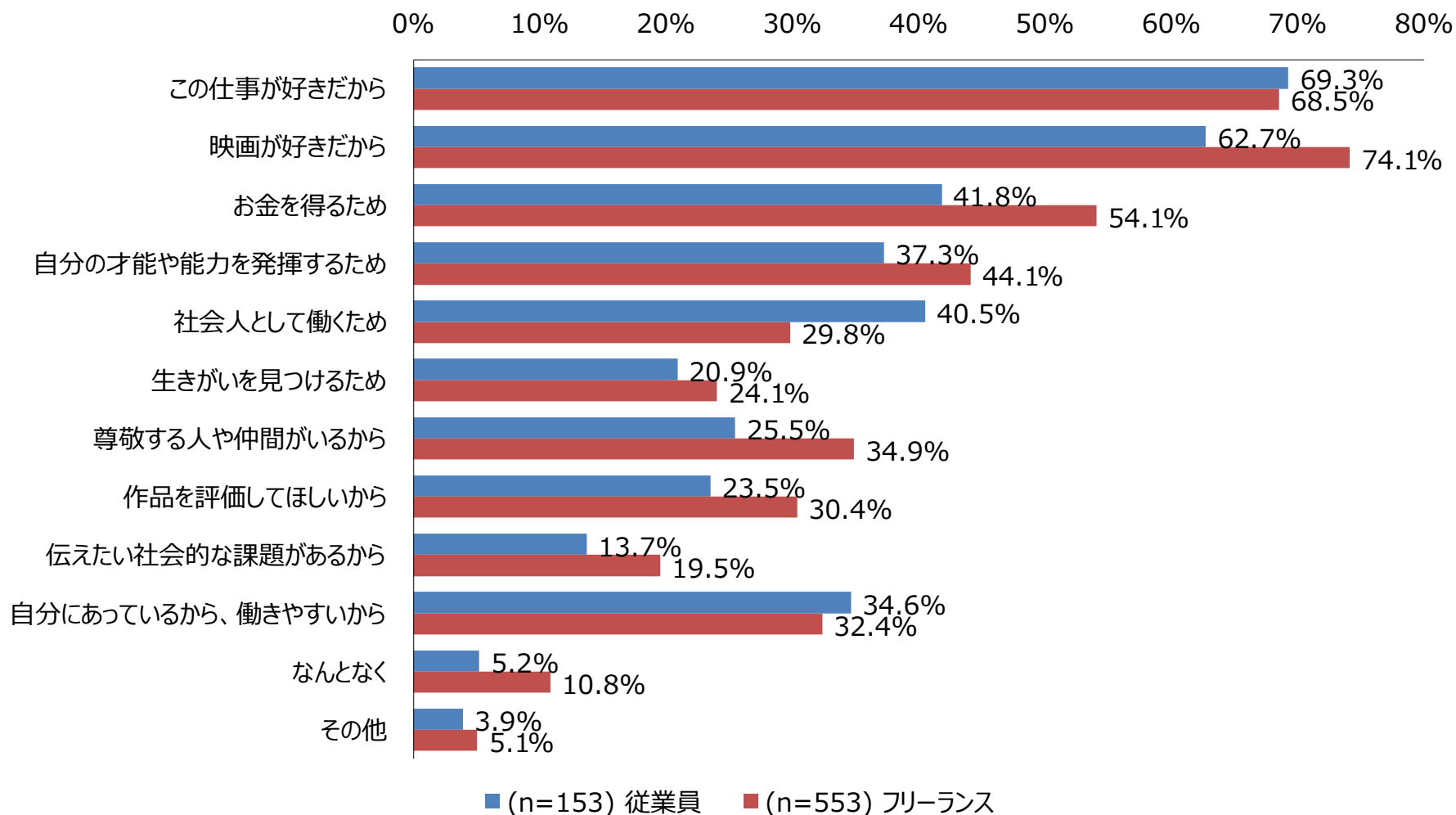
- ・制作現場の実態把握
(R1年6－9月に調査を実施)
- ・下請法の運用適正化
(R1年8月にアニメの下請け
ガイドライン改訂)
- ・制作経理の導入、デジタル技術に
よる生産性向上
(R1年度 補助金事業で実施)

“デジタル経営改革”による業界構造の転換へ

映画制作現場実態調査結果（2019年）

- 社員・フリーランス共通して、「映画が好きだから」「この仕事が好きだから」の割合が高い。

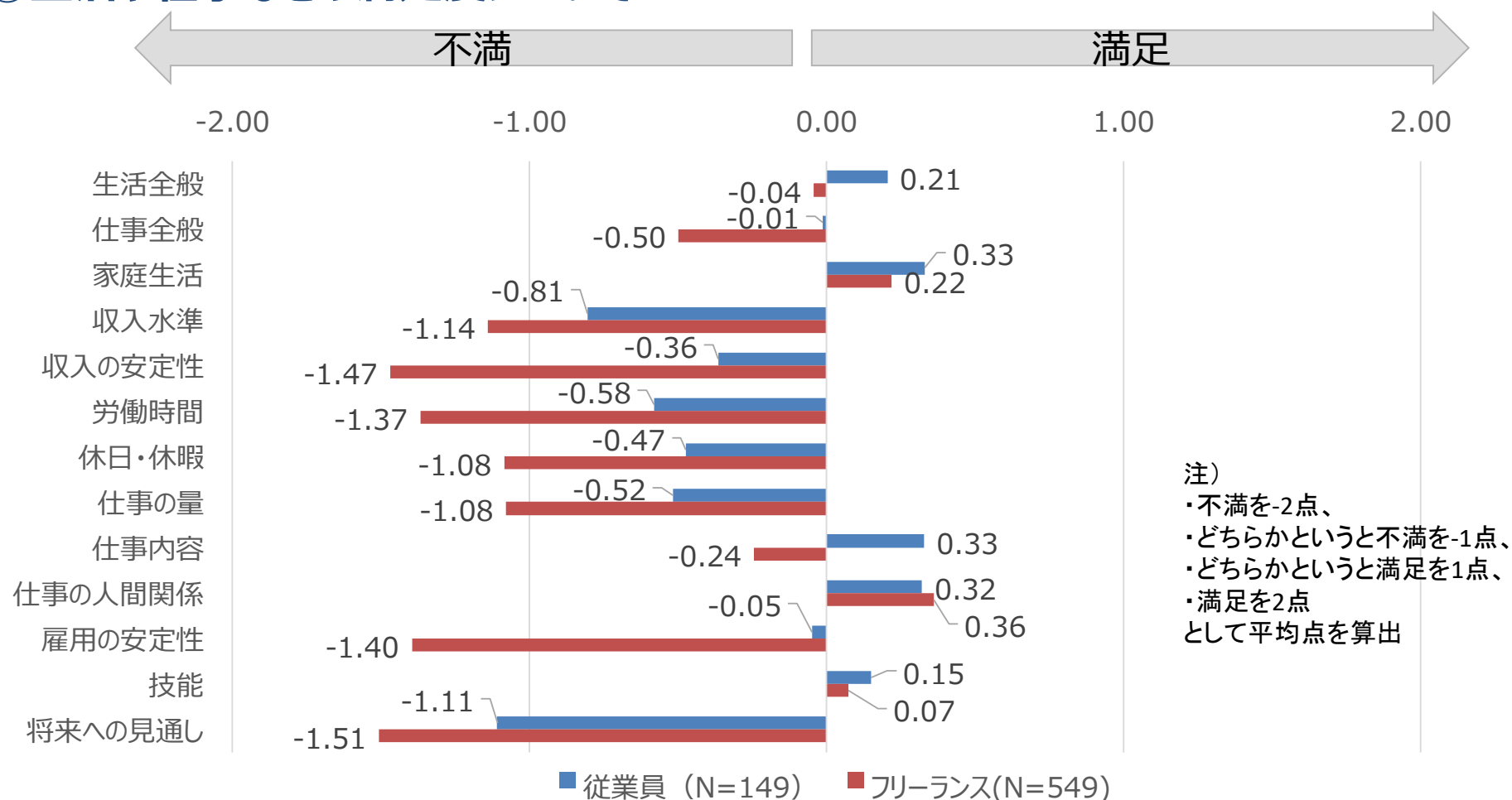
①あなたが映画制作を継続している理由は何ですか。（複数回答）



映画制作現場実態調査結果（2019年）

- 特に収入や雇用の安定性、労働時間について、フリーランスは社員よりも不満。

②生活や仕事などの満足度について

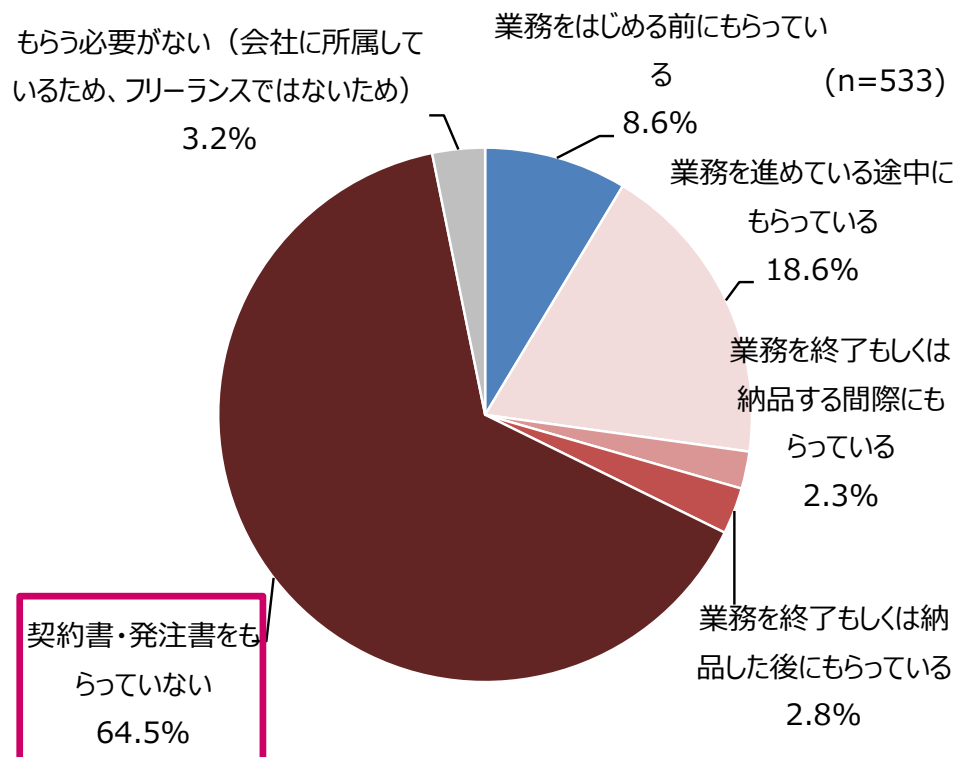


映画制作現場実態調査結果（2019年）

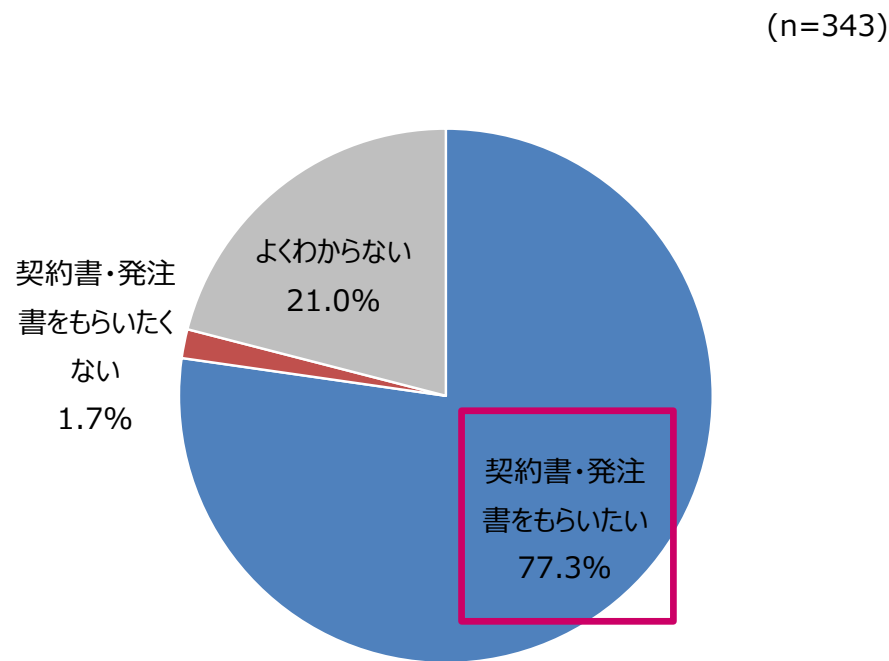
- 発注書・契約書の受領状況をみると、「発注書・契約書をもらっていない」は64.5%
- 発注書・契約書を「もらっていない」人のうち、「もらいたい」人は77.3%

③ 契約書・発注書の取引状況について（フリーランスのみ回答）

あなたは、個人として仕事を受注する時に契約書・発注書をもらっていますか。（単一回答）



【もらっていない人のみ】仕事を受注する際に契約書・発注書をもらいたいと考えていますか。（単一回答）



（出典）経済産業省「令和元年度 映画制作現場実態調査結果」

映画制作現場の適正化にむけた、映画業界の自主的取組

- 映画制作現場の取引・就業環境をめぐる課題を具体的に解決していくためには、まずは映画業界自らが、率先する形をとり、より実勢に適合したルール形成を行い解決していく。

映画制作現場の適正化

映画制作現場の適正化とは、既存の各種法令において適法であることを前提に、映画製作者(製作委員会)と制作会社、フリーランスが対等な関係を構築し、公正かつ透明な取引の実現が図られること。特に映画の作り手であるフリーランスが、独立した事業者として、能力・ネットワークなどの専門性を生かし、安全・安心して映画制作に集中して働ける環境が作られること。

自主的取り組みの意義	製作委員会 (映画製作者)	● 映画業界の実情に即しつつ、フリーランスの取引や撮影期間中の就業環境について一定のルールを整備することで、<u>コンプライアンスに対応するとともに、現場スタッフの確保、映画完成に向けた行程管理の向上、質の高い作品の制作</u>につなげる。 ● 製作委員会（映画製作者）と制作会社の<u>予算・スケジュール、制作内容等の交渉・調整</u>において議論が進めやすくなる。 ● 取引や撮影期間中の就業環境に係る一定のルールや社会保障等が整備されることで、<u>継続的に働きやすい就業環境が整備されるとともに、新卒者等が映画業界へ入りやすくなる。</u> ● 人材育成や人材マッチングの場が整備されることで、<u>映画業界でのキャリア形成がしやすくなる。</u>
	制作会社	
	フリーランス	

個別の映画製作における関係者間での取り決めに関するガイドライン（案）

〔製作委員会－制作会社間〕

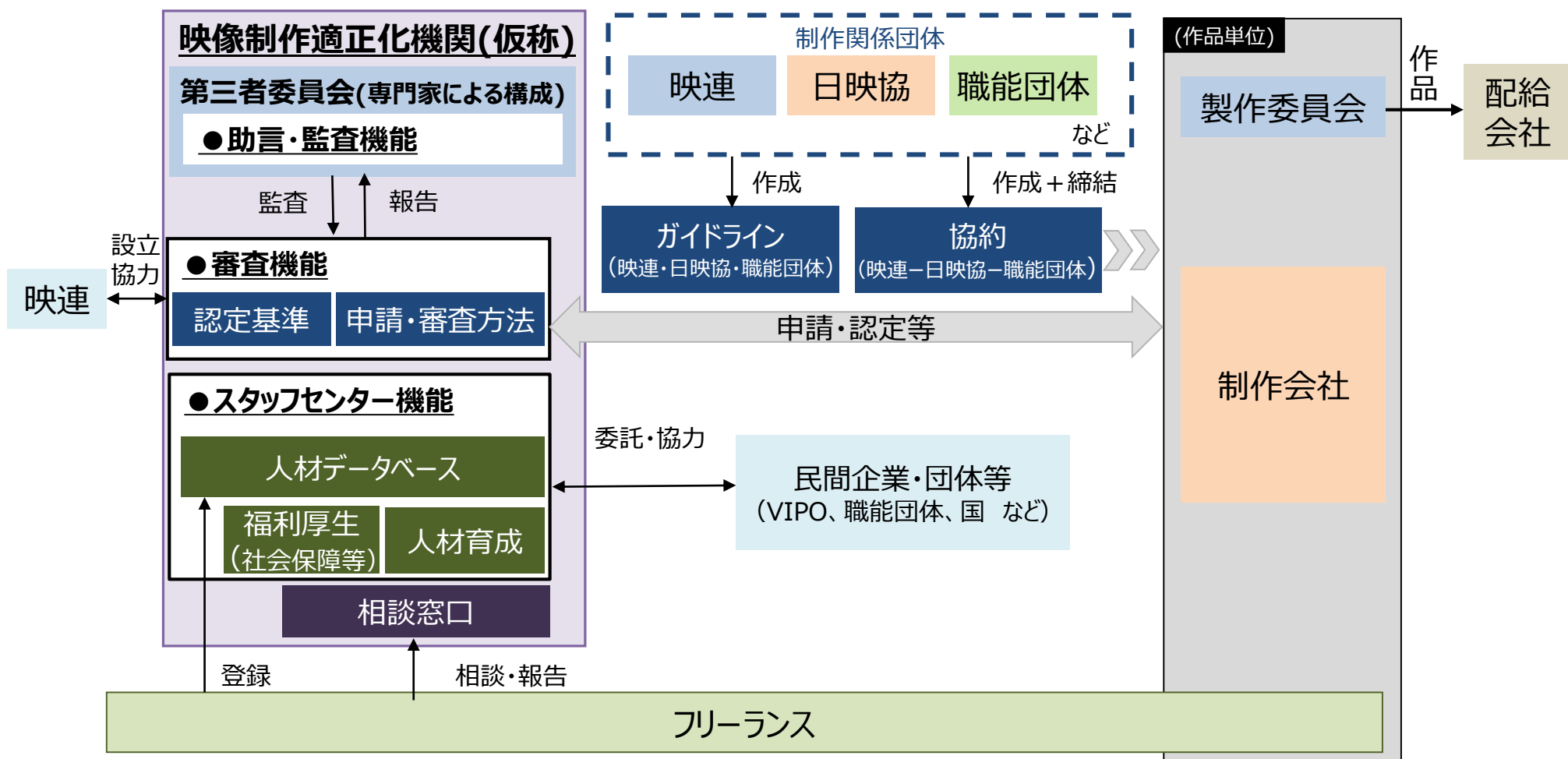
①契約書面	● 契約内容において役割分担や予算の取り決めの明記
②予算	● <u>予算の透明化、必要な間接費の確保</u> ● 製作委員会-制作会社間の契約書面に役割分担（above、belowなど）の明記 ● 契約書面に緊急事態（天災地変、その他両者の責に帰すべからざる事由）の取り決めの明記 ● 契約書面に <u>当初予算を超過した場合の規定</u> が明確に定められ、制作会社の責めに帰さない場合は、製作委員会が追加予算を負担することを明記
③スケジュール等	● <u>④就業時間、⑤休日、⑥休憩・食事が達成できるスケジューリング、かつ①契約書面、②予算との整合性の確保</u>

〔制作会社－フリーランス間〕

④就業時間 （撮影・作業時間）	● <u>13時間／日以内</u> （準備・バラし・休憩含む） 開始時間は集合時間を基準 ● 13時間を超える場合は、 <u>10時間以上のインターバルもしくは翌日の休日の確保</u> ● 就業時間は制作部もしくは電子的な手段等で把握
⑤休日	● <u>週1日程度の休日（完全休養日）</u> の確保
⑥休憩・食事	● 6時間以上の撮影時に30分以上の休憩を1回以上確保
⑦契約書面	● 全スタッフ（社員・俳優を除く）に対し、 <u>契約期間開始前に契約書面または発注書を交付</u> ● 発注書には、契約期間、業務内容、金額、支払日・支払い方法、傷害保険の加入、契約期間が延長される場合の規定を明記
⑧スケジュール	● <u>④就業時間、⑤休日、⑥休憩・食事が達成できるスケジューリング</u>
⑨安全管理 ⑩ハラスメント	● 映画製作者は <u>相談を受けられる体制の構築</u> ● 安全管理・ハラスメントに関する研修を受けたスタッフの配置

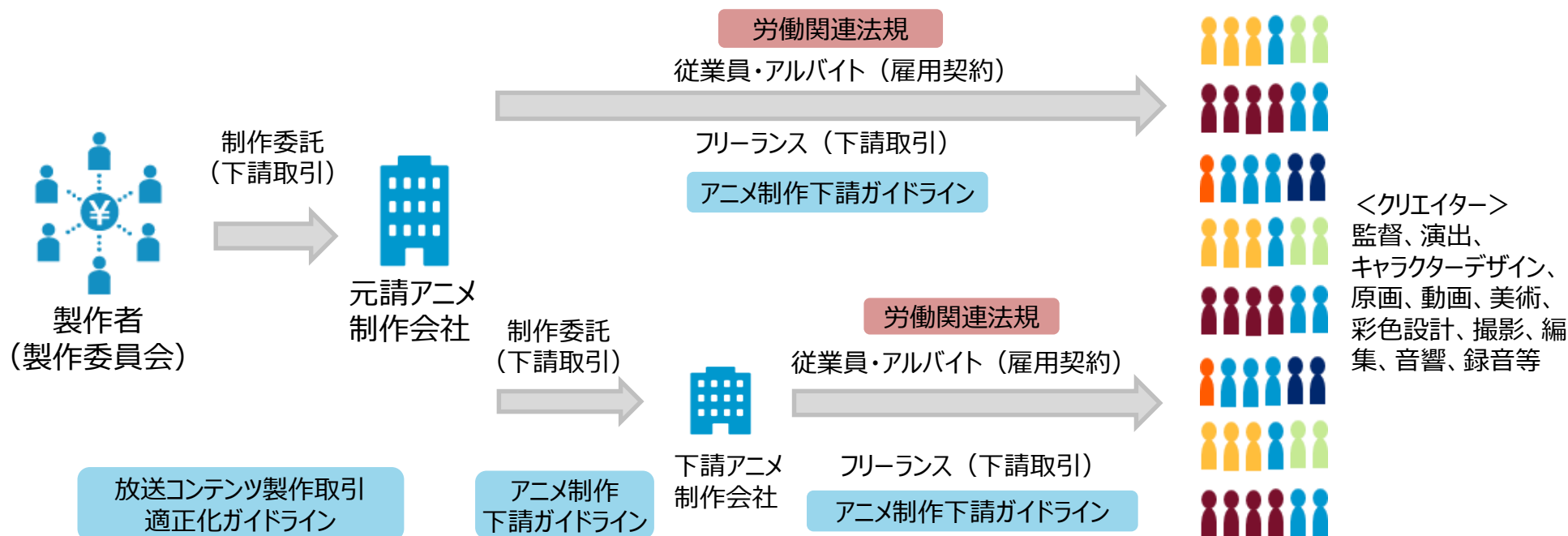
映像製作の適正化に関する認定制度のスキーム（案）

- 制作関係団体が合意・締結するガイドラインと協約に基づき製作した作品を認定。
- 映像制作適正化機関（仮称）は認定審査以外に、スタッフセンター機能により構成。



アニメーション制作の取引構造

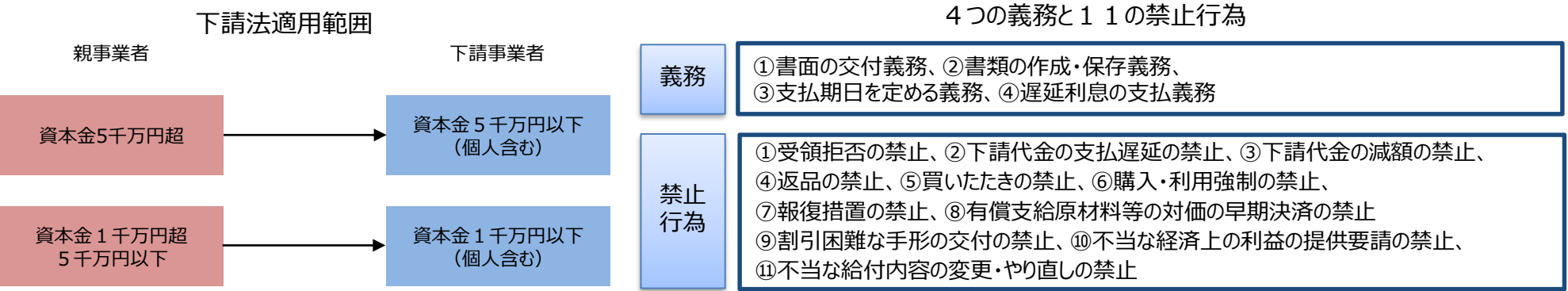
- TV番組（アニメ）制作では、製作者（製作委員会）から元請アニメ制作会社に、元請から下請アニメ制作会社やクリエイターに制作委託（・請負）されており、複数階層の下請構造になっている。
- サプライチェーン全体の見地から、アニメーション制作業界の適正な取引推進のため、発注書面のひな型を拡充等、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を改訂。



アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン

- 下請法は、資本金により「親事業者」と「下請事業者」を定義し、親事業者に対する4つの義務と11の禁止行為を規定。
- アニメのガイドラインは、同法の遵守のため、アニメーション業界における具体的取り扱いやベストプラクティス等について整理。

1. 下請法の概要



2. アニメガイドライン改訂（令和元年8月）の主な内容

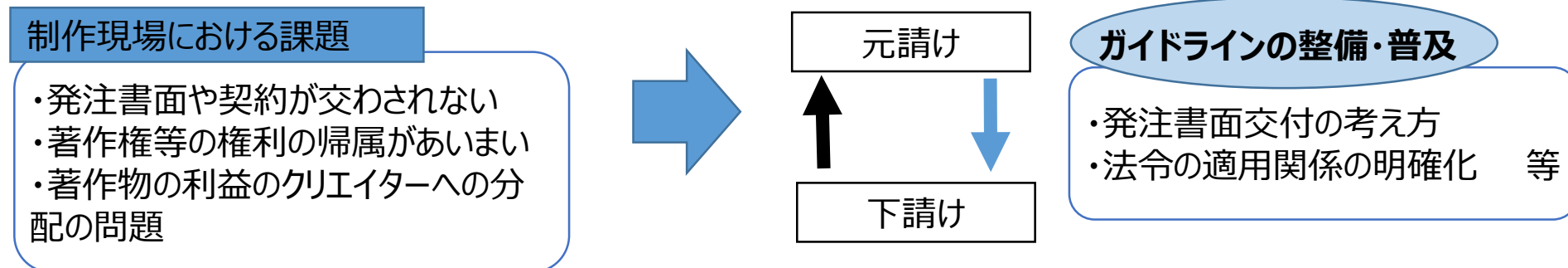
スケジュール管理の改善	スケジュール管理の重要性、スケジュール管理は製作委員会の責務であることを追記。
発注書面のひな型の拡充	制作工程ごとの発注書面のひな形を作成。（2個→10個に）
ベストプラクティスの充実	【契約書・発注書の交付】 親事業者とメール、SNS等により発注内容のやり取りをしており、親事業者から来た連絡を保存。 【スケジュール管理】 作業前にイメージのすり合わせを行うなど発注内容を明確化し、やり直しによるスケジュール遅延を防止。

<改訂後の取組>

（一社）日本動画協会や（一社）日本アニメーター・演出協会に対するガイドライン周知、両団体との共催によるガイドライン講習会実施等。

- 日本のコンテンツ制作現場は、**下請け構造**や**フリーランス**が多いことが特徴。デジタル化の遅延等による**生産性の課題**についても指摘。
- このため、**取引適正化及び就業環境の改善に資する各種ガイドラインの周知、遵守状況調査**を実施。映像産業については、取引適正化等に向けた**認定制度**等の仕組みを構築する。
- コンテンツの**製作・流通過程の効率化**に資するシステムの開発等を促進。

＜参考＞ 放送コンテンツやアニメ制作等に関する取引適正化に向けたガイドライン等の整備



- 総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(第7版) (令和2年9月改訂)」において、放送事業者(親事業者)、放送番組製作会社(下請事業者)間の製作取引等について規律。
- 経済産業省「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン(令和元年8月改訂)」において、見積・発注段階における権利譲渡や利用許諾に関する確認等について、配慮の必要性を記載。
- 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(令和3年3月26日)において、独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係を明確化、役務の成果物に係る権利の一方的な取扱いが問題となる場合の考え方等について記載。

Ⅲ. 知財戦略の重点7施策

(略)

4. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略

(略)

コンテンツがそれ自体の価値に加え、デジタルエコノミーにおける中間財として日本経済全体を支える役割を果たすことが期待されている一方、コンテンツ産業は大きな課題を抱えているとも指摘されている。日本のコンテンツ制作環境においては、下請け構造となっている業界も少なくなく、また作品制作に携わるクリエイターが個別企業に属さないフリーランスであることも多い。こうした現場では、発注書面や契約が交わされず、著作権等の権利の帰属があいまいになるなど、商慣習の問題とも相まって、作品の成功による利益が現場に必ずしも反映されないことがあるといった指摘がなされる。さらに制作現場のデジタル化の遅延による低い生産性や長時間労働、人材育成機会の不足等により、コンテンツ産業全体の生産性や競争力が上がらず、人材の流出がおきているといった懸念が指摘される。また、世界のコンテンツ市場が大きく伸びる一方、特定の分野を除くと日本の相対的な存在感が低下している中で、国内市場を前提としたビジネスモデルから脱却し、世界市場への更なる展開が必要だとの指摘もある。

(略)

(1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革

(略)

(施策の方向性)

(略)

- ・ 著作物の利用に係る契約をサポートするため、契約書の標準的ひな形の提供を行う「著作権契約書作成支援システム」の再構築を行うとともに、著作権契約の基礎知識・留意事項等をまとめたマニュアルの作成・周知を通じて、著作権に必ずしも精通していないフリーランスのクリエイター等を支援する。

(短期、中期) (文部科学省)

- ・ コンテンツ制作における取引の適正化及び就業環境の改善に資する各種ガイドラインや支援措置を周知するとともに、ガイドラインの遵守状況調査を実施する。映画産業については、取引の適正化等に向けた認定制度等の仕組みの構築や、製作者側による認証取得と表示の実行状況の調査を行う。

(短期、中期) (内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、総務省、
経済産業省)

- ・ 新型コロナの影響を受けた、フリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や、事業環境の改善に向けた取組を進める。

(短期、中期) (文部科学省)

(略)

- ・ コンテンツ業界を支えるクリエイターや制作に携わるスタッフの能力向上に資する教育プログラムやマネジメント人材の育成及び現場における実践的な育成機会の充実、海外向けコンテンツ制作の資金調達・管理できる人材の育成を図る。

(短期、中期) (文部科学省、経済産業省)

主な検討課題（案）

1. 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由

- ・ 資金調達の見通しや実施時期、企画内容等が流動的であるため、事前に書面で契約をしないことが慣習化。
- ・ 立場の弱い受注者側から契約の書面化や内容の確認、条件の改善等を要求しづらく、不利な内容でも契約を締結する受注者が多い現状。

2. 契約書がないことによって生じる問題

- ・ 業務内容や報酬額、支払時期、キャンセルポリシー、著作権・肖像権・パブリシティ権等の扱い、安全管理の経費や責任の所在等が不明確。
- ・ 優越的地位の濫用や、ハラスメント等が生じやすい環境。
- ・ 報酬額の減少や活動機会の逸失、これまでの活動実績等を客観的に証明することができず、コロナ禍での各種支援事業等への申請断念。

3. わかりやすい契約書のひな型と解説の作成

- ・ 契約自由の原則だからこそ必要な契約内容の正確な理解
- ・ 契約内容を十分に理解した上でのリスク管理

4. 適正な契約の書面化に向けた関係者の理解促進や作成支援

- ・ 適正な契約内容によるプロフェッショナルの自覚と確立
- ・ 適正な契約の書面化を推進する政策誘導

5. 契約書の必要性や理解を深める広報啓発

- ・ セルフプロデュースできる時代だからこそ必要な契約意識の醸成
- ・ 適正な契約に基づく必要経費（事前準備含む）や価格転嫁への国民の理解
- ・ 実効性確保のための相談窓口の設置

令和 3 年 9 月 1 7 日

弁護士 長 澤 哲 也

本日は初回でありながら欠席せざるを得ず、書面でのご挨拶をお許しください。

私は、独占禁止法を専門とする弁護士です。なかでも、優越的地位の濫用や下請法の問題に、半ばライフワークとして取り組んできております。優越的地位の濫用は、取引上の地位を利用して不合理な行為を行うことや、著しく不均衡な取引を行うことを規制するものです。最近では地位の格差に起因する様々な問題への処方箋として、注目を集めるようになっていきます。もっとも、何が不合理で何が不均衡なのかを判断することは容易ではなく、その明確化に向けて弁護士の立場からいろいろ仕事をしてきました。

適正な契約関係は文化芸術活動の基盤であること

優越的地位の濫用が独占禁止法で問題とされる本質は、相手方の自由で自主的な判断を阻害して不利益を及ぼすことにあります。各当事者が自由で自主的な判断に基づいて取引できることは、市場において自由な競争が行われるための前提条件であるからです。

プロフェッショナルな文化芸術分野においても、こうした競争原理を前提とした規範の例外となるものではありません。さらに、芸術家の自由や自主性が尊重されることは、文化芸術の礎となるものです。芸術家の自由で自主的な判断を阻害する不当な行為が横行するようになれば、芸術家による独創的なパフォーマンスを期待することはできなくなってしまうでしょう。

もっとも、多くの芸術家にとって契約条件の交渉といった営業的な活動は、文化芸術活動への集中力を妨げるものであり、できれば避けたいものではないでしょうか。こうした「芸術家気質」は交渉力の弱さをもたらすものですが、さりとて、芸術家に対し「もっと交渉しろ」と求めるだけでは、文化芸術の発展の観点からは本末転倒であるように思われます。適正な契約に向けたサポートが、とりわけ文化芸術分野では必要となるのでしょう。

予測可能性の確保が適正契約の基本

芸術家が契約において自由で自主的な判断を妨げられる典型は、依頼時の約束に反して一方的にキャンセルをされたり出演料を減額されたりするなど、予期せぬ不利益を受ける場合です。これらは本来契約違反であり、「同意」があったとしても、それは真の意思に反するものであることが大半です。

このような行為が不当であることは明らかですが、問題は、そもそも依頼時の約束がどのようなものであったのか、明確ではないことが多いことです。契約内容を書面化することは、当事者双方の予測可能性を確保し、芸術家の自由や自主性を確保する重要な手段となります。

関係者による自主的な契約適正化を促す仕組みづくりを

ただ、我が国では契約は口頭でも成立するのが基本であり、契約書の作成を法的に義務付けることは容易ではありません。また、業界全体として口頭で物事が進められている場合には、芸術家への依頼だけを書面化することには困難を伴うことでしょう。

そのため、契約を書面化し取引の適正化を図るには、そうすることが各当事者にとって好ましいというインセンティブを、業界全体で生じさせる仕組みを構築することが重要であると考えています。

その上で、どのような内容を盛り込むことが契約書として望ましいか、そのひな形を提示することは、芸術家が文化芸術活動に集中できるようにするためにも意義のあることでしょう。

本検討会議での議論が文化芸術の健全な発展に資することを願っております。微力ながらどうぞよろしくお願い申し上げます。

主な検討課題（案）について

福井 健策

2. 契約書がないことによって生じる問題 について

「契約書がないから濫用やハラスメントが生じやすい」とは限らないように感じます。弁護士としてこれまで少なくない数のアーティストやスタッフの相談を受けましたが、その最悪のものは契約書が無いことではなく、一方的な（あるいは曖昧な）契約書に縛られたが故のトラブルだったからです。むしろ、最大の原因はアンケートにもあるように、「交渉・協議せずにあきらめる」環境にあるのではないのでしょうか。

大事なのは、ビジネスの大事なポイントを理解し、協議し、それを契約書に落とし込める能力であり、その能力が不十分なままに「書式」だけの掛け声をかけても、フリーランスの地位向上には十分つながらない気がします。

なお、これは海外プラットフォームの日本進出が増える中、彼らによるクリエイター・スタッフ等との契約が増えると、「契約の規約化」とバリューギャップの問題としてますます深刻化する可能性があります。プラットフォームの規約や、彼らが下請先に求める再委託条件などの実態把握も、本会議の検討対象とすべきように思います。

3. わかりやすい契約書のひな型と解説の作成 について

その意味で、あるべき契約のひな型や解説は（無論有用ではありますが）対策の決め手ではないのではと感じます。文例などはその気で探せば無数にあり、書式とガイドラインを作ろうという政府の検討会議も過去にもあったかと思いますが、だからといってフリーランスが満足できる契約書が普及したとは言えないように感じます。

そもそも、文化芸術分野のビジネスは少数のひな型に押し込められるような定型的なものではなく、ジャンルや現場ごとに極めて多様であり、かつ DX 化や社会変動の中で日々、変わり続けています。

4. 関係者の理解促進や作成支援、5. 契約書の必要性や理解を深める広報啓発 について

まさに、「契約書の普及」ではなく、「契約書をちゃんと交わせる人を育てる」ことが鍵に思えます。例えば、芸術系・メディア系の大学学部や専門学校での権利と契約教育、現場のプロに向けた契約スキルの継続教育、技能の認定などが考えられます。もちろん、（弁護士など）専門家による支援も大事ですが、専門家や専門団体による支援は常に需要に比べれば遅れるため、セルフプロデュースのために自ら契約を考え、契約を話し合えるフリーランスを育てることが必要と感じます。

まずは各教育機関や業界団体に向けて、契約スキルに関する講義・講座の有無、分量・頻度や内容、受講生の人数規模などのアンケートをおこない、実態を把握することからスタートしてはどうでしょうか。

令和3年4月1日から 労災保険に特別加入できるようになります

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。



特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、**工作中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。**

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療費などの療養費や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対象

具体的には以下の通りです。

1. 芸能実演家

- ・俳優（舞台俳優、映画及びテレビ等映像メディア俳優、声優等）
- ・音楽家（歌手、謡い手、演奏家、作詞家、作曲家等）
- ・舞踊家（日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等）
- ・演芸家（落語家、漫才師、奇術師、司会、DJ、大道芸人等）
- ・スタント 他

2. 芸能製作作業従事者

- ・監督（舞台演出監督、映像演出監督）
- ・メイク
- ・撮影
- ・結髪
- ・照明
- ・スクリプター
- ・音響・効果、録音
- ・ラインプロデュース
- ・大道具製作（建設の事業を除く）
- ・アシスタント、マネージメント
- ・美術装飾
- ・衣装
- ・他

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び
労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 11 号）が、令和 3 年 1 月 26 日付けで公布され、令和 3 年 4 月 1 日付けで施行されることとなった。

また、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 44 号）が、令和 3 年 2 月 26 日付けで公布、令和 3 年 4 月 1 日付けで施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 基本事項

(1) 改正の趣旨及び概要

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）において、労働者以外の者については労災保険の強制加入の対象とはなっていないが、第 83 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議（令和元年 12 月 23 日）において「・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされ、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号。以下「令和 2 年改正法」という。）に係る衆議院附帯決議において「特別加入制度について、・・・社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。」とされ、また、成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において「フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する」とされた。

また、令和 2 年改正法により改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）（以下「改正高年齢者雇用安定法」という。）において、創業支援等措置が新設され、当該措置に係る規定については令和 3 年 4 月 1 日付け施行されることとなっている。創業支援等措置については、令和 2 年改正法に係る参議院附帯決議において、「特別加入制度について・・・社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作

奇術師、司会、DJ、大道芸人等）、スタント、その他類似の芸能実演に係る作業に従事する者
イ 芸能製作関係

監督（舞台演出、映像演出）、撮影、照明、音響・効果、録音、大道具、美術装飾、衣装、メイク、結髪、スクリプター、アシスタント、マネージャー、その他類似の芸能製作に係る作業に従事する者

（3）保険料率及び特定業種区分

第2種特別加入保険料率は1000分の3、作業の種類の番号は特21とされた（徴収則第23条及び別表第5）。

（4）特別加入の手続

ア 特別加入の手続は、一人親方等及び特定作業従事者に係る特別加入の手続と同様とする（基本通達の記の第2の5、6（2）、7及び8参照）ほか、後記6、7によること。

イ 加入申請者たる団体における災害防止措置については、当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項を定め、これを記載した書類を特別加入申請書に添えて提出することとしているが（労災則第46条の23第3項第2号）、今般新たに特別加入の対象となった芸能関係作業従事者の団体については、「テレビ番組等の制作の作業における労働災害の防止について」（平成元年3月13日付け基発第117号）及び「映画、テレビ番組等の撮影現場等における労働災害防止について」（平成10年11月18日付け事務連絡）に基づいた内容の災害防止規定を定めることとすること。

（5）災害の認定基準

ア 業務災害の認定

（イ）業務遂行性は、次の行為を行う場合に認めるものとする。

a 契約に基づき報酬が支払われる作業（以下「契約による作業」という。）のうち（1）に規定する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

（注1）「音楽、演芸その他芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業」とは、芸能に関し依頼を受け契約を締結してから最終的な成果物の提供（演出及び企画を含む。）に至るまでに必要となる作業をいう。ただし、自宅等で行う場合については、特に私的行為、恣意的行為ではないことを十分に確認できた場合に業務遂行性を認めるものとする。

例）俳優・声優における打ち合わせ、稽古、リハーサル、公演、撮影、宣伝活動等

プロデューサーにおける会議、撮影場所・ロケ撮影現場の下見、撮影指示等

（注2）大規模な舞台や大道具を製作するに当たり、建設の事業の様態を伴って行う作業については、加入対象作業から除外されているため業務遂行性は認められないが、舞台上に設置できる程度の大道具、背景等を製作する作業及びその製作物を建設の様態を伴わずに設置する作業については、業務遂行性が認められる。

（注3）スタント等の危険を伴う作業については、故意に安全装置を無効化させる等の積極的行為が無ければ、支給制限の対象とならない。

b 契約による作業に必要な移動行為を行う場合（通勤災害の場合を除く）

例）テレビ局からロケ撮影現場への移動、映画撮影における撮影場所の移動等

（ロ）業務起因性は、労働者の場合に準ずること。

イ 通勤災害の認定

芸能関係作業従事者の住居と就業の場所との間の往復の実状等から、通勤災害についても労災保

総 情 作 第 28 号
2 文 経 際 第 49 号
2 文 参 芸 第 242 号
基 安 安 発 0326 第 1 号
基 安 衛 発 0326 第 1 号
雇 均 在 発 0326 第 1 号
20210305 情 局 第 1 号
令 和 3 年 3 月 26 日

別記団体の長 殿

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長
文化庁文化経済・国際課長
文化庁参事官（芸術文化担当）
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課長
経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長

芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について

放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその他演出若しくは企画の作業に従事する者（以下「芸能従事者」という。）には、労働者ではないいわゆるフリーランスとして就業する者が含まれています。

政府が実施したフリーランス実態調査の結果では、調査対象者のうちフリーランスとしての仕事を原因とする病気や怪我をしたことがある者は約2割、このうち仕事を中断する程度の病気や怪我をした者は半数の約1割であるなど、フリーランスとして就業する者の安全衛生対策が必要と考えられます。

つきましては、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、下記の安全衛生対策について貴団体傘下会員の皆様に周知徹底いただくとともに、貴団体傘下会員の業務内容等を踏まえたガイドライン又はチェックリスト等を作成するなど、その実施の促進に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 計画段階における安全性の検討

放送番組等の制作を発注する者又は芸能従事者のうち当該発注を受けて制作管理を行う者（以下「制作管理者」という。）は、制作の作業の計画段階において、あらかじめ撮影場所、撮影資材、制作の作業の方法についての安全性を検討すること。併せて、安全衛生対策の実施に必要な予算の確保についても配慮すること。

なお、発注者、芸能従事者及び制作管理者の範囲は別添を御参照ください。

2 現場における災害防止措置

芸能従事者は以下の取組を行うこと。

（１）資材による危険の防止

車輛、電気設備、大道具、小道具、危険物、撮影機材等の資材についての安全性を点検するとともに、撮影、録音等技術受託をした関係事業者等が現場へ持ち込んだ資材についても、点検結果を報告させる等現場における資材による危険を防止すること。

（２）演技、撮影、照明等の作業における危険の防止

演技、撮影、照明等の作業の方法については、防護設備又は保護具の必要姓、演技者、撮影者等の技能レベルに応じた演技速度の調整、訓練又は練習の必要性を検討し、安全な方法により作業を実施すること。

3 安全衛生に関する対策の確立等

制作管理者は以下の取組を行うこと。

（１）安全衛生に関する責任体制の確立

現場における安全衛生責任者を選任する等業務の遂行体制に応じた安全衛生に関する責任体制を確立すること。

（２）安全衛生基準の策定等

安全衛生に関する責任体制、資材の管理、作業の方法等について現場における具体的安全衛生基準を策定し、関係者に周知すること。

（３）専門家による安全性の検討

特撮用機材、擬闘等安全性を検討するうえで専門的知識を必要とする作業については、専門家に検討を依頼する等、その実効を期すこと。

（４）安全衛生教育の実施

制作の作業の関係従事者に対し、作業前打合せ等の機会に、資材、作業方法等に係る危険性、災害防止措置等について安全衛生教育を行うこと。

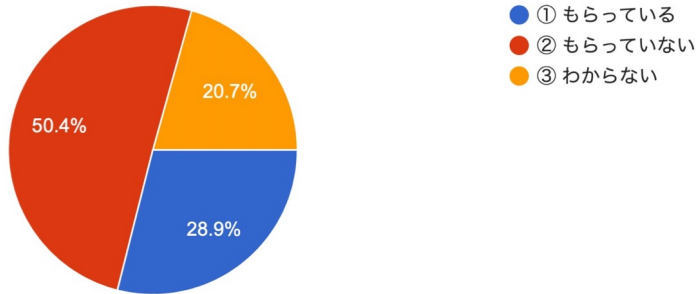
(5) 作業環境・相談体制の整備等

現場において、芸能従事者がストレスなく作業ができるよう、トイレや更衣室も含めた環境整備、トラブルやハラスメントについて相談出来る体制の整備に配慮すること。

また、都道府県及び指定都市に設置されている精神保健福祉センター(<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>)等で、心の健康に関する相談対応を行っていることを周知するとともに、労働者向けに公開されている働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」における「５分でできる職場のストレスセルフチェック」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/check/>)等を参考に、芸能従事者が自らのストレスの状況についての把握を心がけるよう勧奨すること。

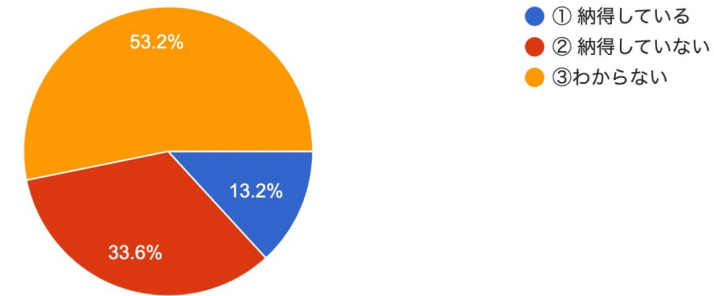
Q 2. 二次利用料をもらっていますか

266 件の回答



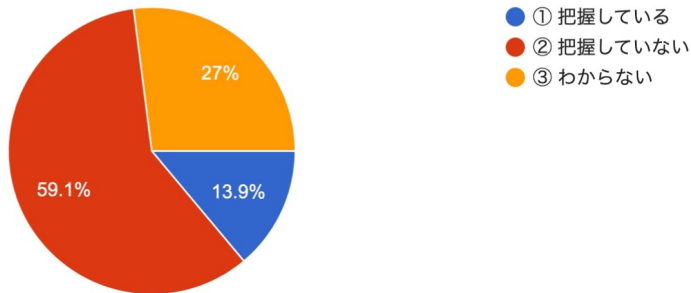
Q 3. もらっている二次利用料額に納得していますか

235 件の回答



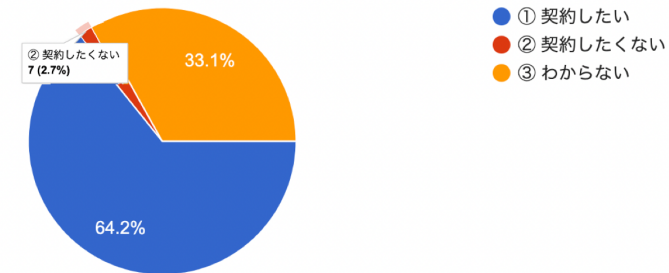
Q 4. 再放送の日時や再利用(他の媒体など)を把握していますか

259 件の回答



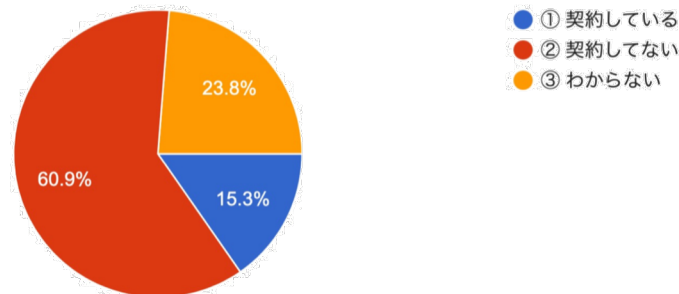
Q 6. 二次利用の契約をしたいですか

260 件の回答



Q 5. 二次利用の管理団体と契約していますか

261 件の回答



二次利用について思うことを自由にお書き下さい

1. 著作隣接権を破棄させる契約書を見るたびに、がっかりします。世代が上の方達には、そういうことが起きているのでしょうか？どうせその場限りで買い取られて終わり、というのは、仕事へのモチベーションが削がれる要因でもあります。
2. オケに所属しているが二次利用については実際どうなっているのかよく把握できていません。
3. あまりにも少ない金額が分配されていて、何かがおかしいと思う。著名かどうか、もともとのギャラが高いかどうかとも関係なく、皆さん少ないようです。権利団体の明細を公表したり監査を入れたりした方が良くはないかと常々思っています。
4. 再放送の都度、確認して欲しい。そして、再放送料をもらいたい。
5. 二次利用が決まってない段階でギャラが決まるので二次利用分を貰えない、また知らないうちに二次利用されている場合が多い
6. よくわからない、もっと簡単明瞭な説明がほしい。
7. 二次利用する際に連絡をもらいその分のギャラを頂くのが希望です。
8. 実演家にお金がいきわたらないことに抗議したいです。ひどいです
9. 演芸の場合何度も何度も再生され、作品への冒涇だと思う。
10. 二次利用についてのギャラの相場がわからない。
11. 明確な制度化をすべきと思う
12. 過去に出演した番組の二次使用料があいまいな扱いになっているケースが多く、また二次使用料に関して問い合わせをしても、ぞんざいな対応をされることが多々あり、悔しい思いをしています

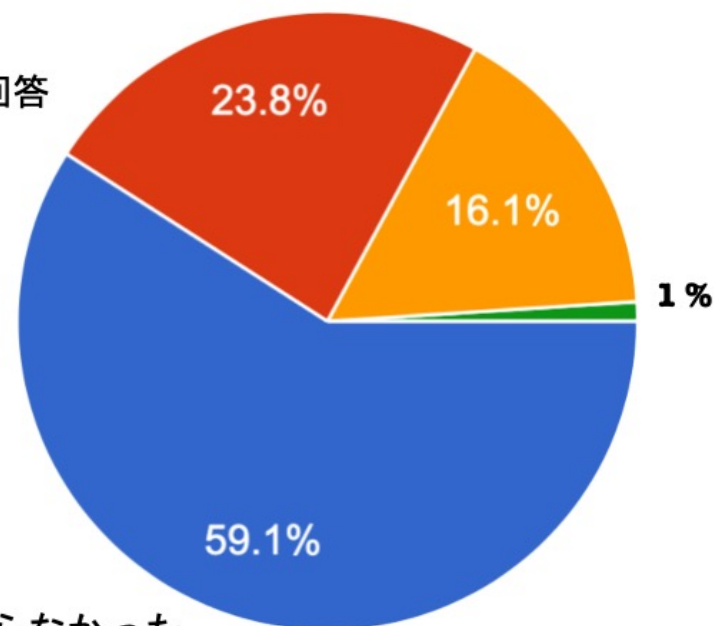
文化芸術に携わる全ての人の《自粛10か月経過》
現況とコロナの影響に関するアンケート

2020年3月通達

「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について」

推奨：「一方的な契約の変更をしない」
「契約の変更によって生じた費用や報酬の上乗せをする」

5223件の回答



- ① 知らなかった
- ② 知らなかったし、知っていても使えない
- ③ 知っているが、自分ではとうてい要請できない
- ④ 知っていて、自分も発注者に要請した

20200309経第1号
厚生労働省発雇均031.0第4号
公取企第25号
令和2年3月10日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣

厚生労働大臣

公正取引委員会委員長

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について

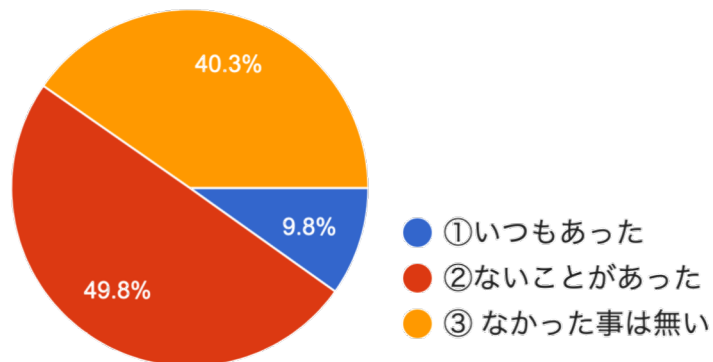
新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響が既に生じています。政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている個人事業主・フリーランスに対しても、できる限りの措置を講じることとしています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人事業主・フリーランスから、取引の相手方が、十分に協議することなく、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除した旨の相談が寄せられています。

つきましては、個人事業主・フリーランスと取引を行う事業者におかれましては、元来事業基盤が弱く、収入の減少が生活基盤の悪化に直結しやすい個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限とするため、下記の事項について適切な配慮をしていただくようお願いします。

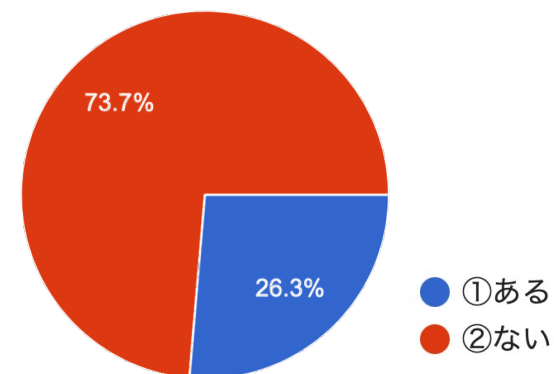
3. 仕事の現場に専用のトイレがない事がありましたか

315 件の回答



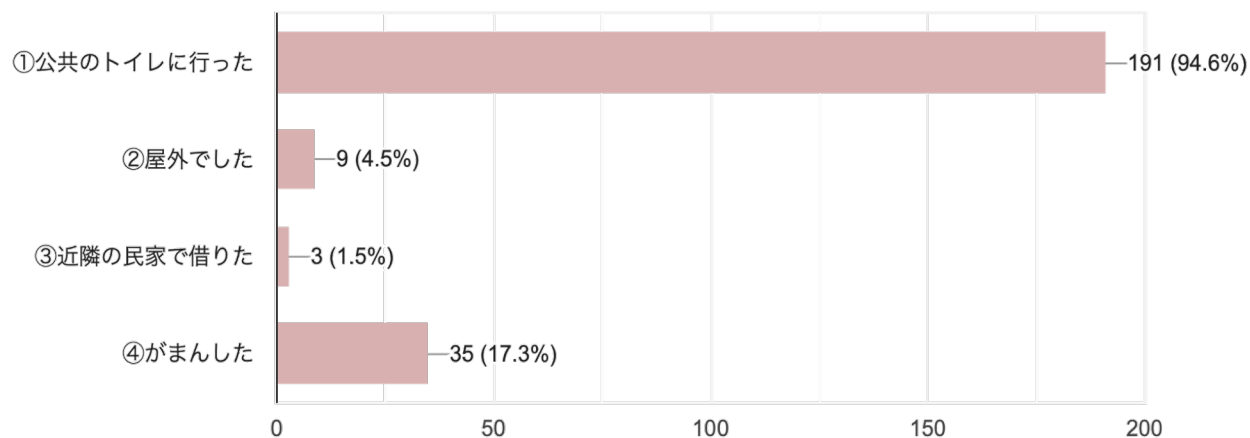
3-3. 膀胱炎になった事がありますか

315 件の回答



3-2. 仕事の現場にトイレがない時どうしましたか (複数回答可)

202 件の回答



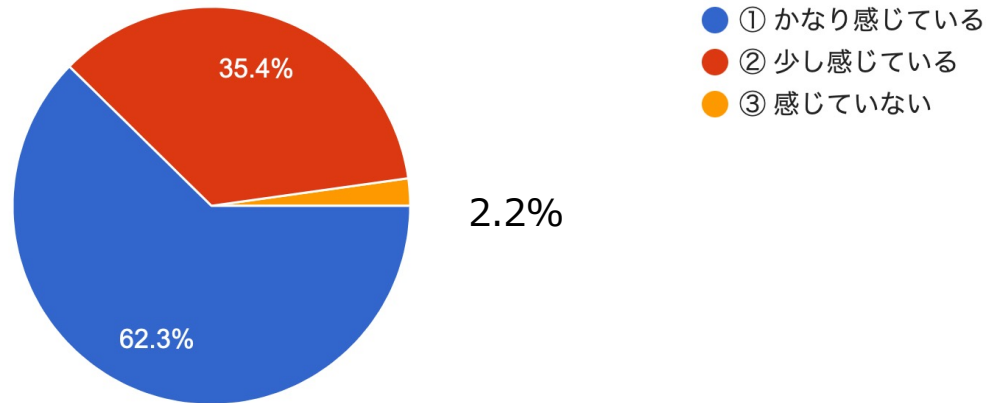
トイレで困った事があればお書き下さい

54 件の回答

1. 衣装の着脱のしにくさからトイレにあまり行かないようにして本番中に足がつる。ということが何度があります。
2. トイレに行く暇がない
3. 専用のトイレがないと探さなくてはならないので困ります。
4. トイレが遠く、休憩時間だけでは時間が足りず仕事時間に遅れるのでトイレに行かず我慢していた
5. 多機能トイレの充実、野外公演での確保
6. 楽屋などにあれば、すごく助かります
7. ライブハウスに出演者・スタッフ用のトイレがないと困る。本番直前にお客さんとトイレで顔を合わせるのは気まずいし、よくない。
8. 数が少ないと女性の場合、並んだりするので困ってしまいます。女性はトイレの時間も長いので...
9. お客様用のトイレが使用禁止で、外の汚いトイレでした。
10. 古いコンサートホールで楽屋にトイレが1つしかなくて本番の休憩でお客様のトイレにお客さんと一緒に並ぶという状況は多々あります。休憩が終わってしまうのではと焦ります。衣装を着ているのに恥ずかしいです。
11. お客様とかち合う 衣装やドレスを着替えて準備しなおしたり
12. 流れにくいトイレやトイレトペーパーがないなど
13. 衣装のまま公共のトイレまで行かなくては行けなく、距離があった
14. 大きな会場の割に、トイレの個室の個数が少なすぎる
15. 観客用と演者用のトイレが一緒に、休憩中に行けなかった。
16. 一度衣装を着てしまったら、終わるまで脱げないことは多々ある
17. 数が少なくて混み合ったこと
18. 出演者専用のトイレが無いと混んでて演奏時間に間に合わないかハラハラする事がある
19. 中高部の最上階の課外レッスン室で、トイレが遠く、当時は便座も温まらなかった為、トイレを我慢された先生が何人も膀胱炎にかかった（自分も含めて）。
20. 女性専用がない

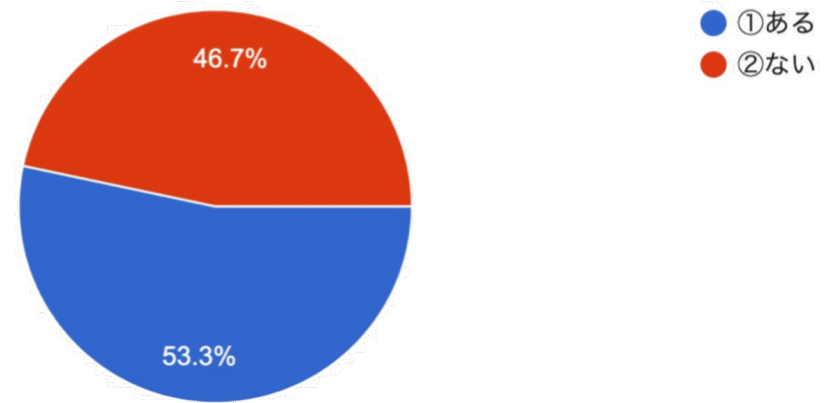
12. ストレスをどれくらい感じていますか？

316 件の回答

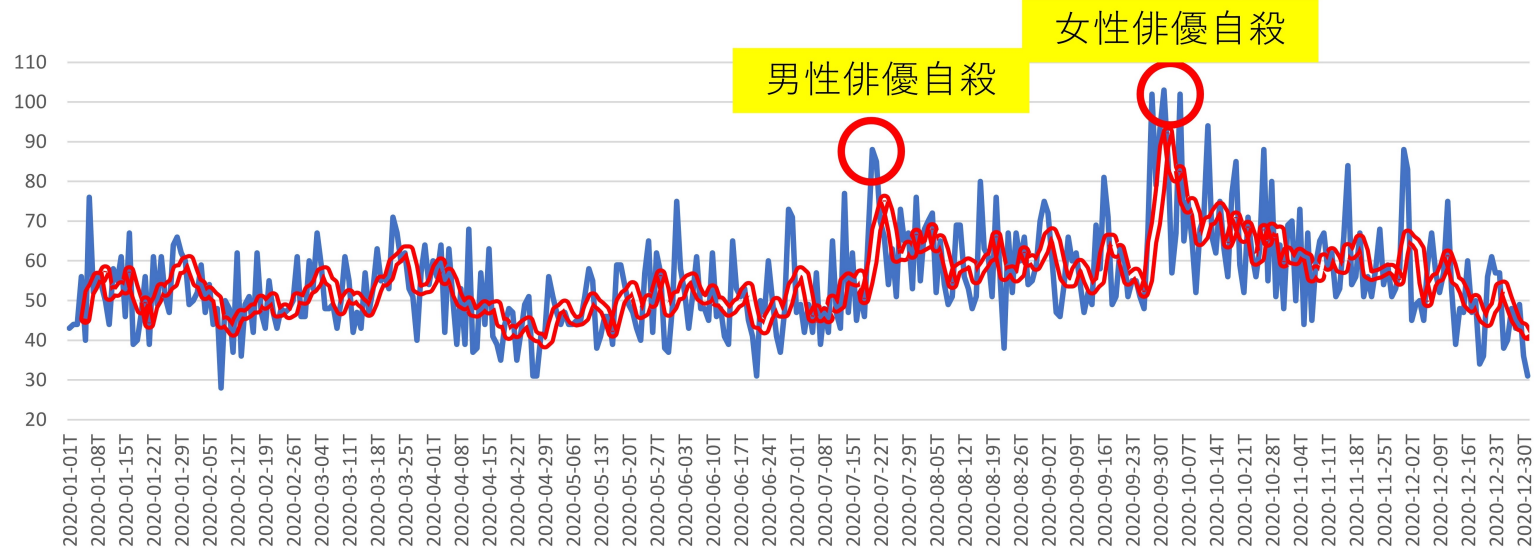


7. 仕事が原因で「このままでは生きていけない」と思った事がありますか

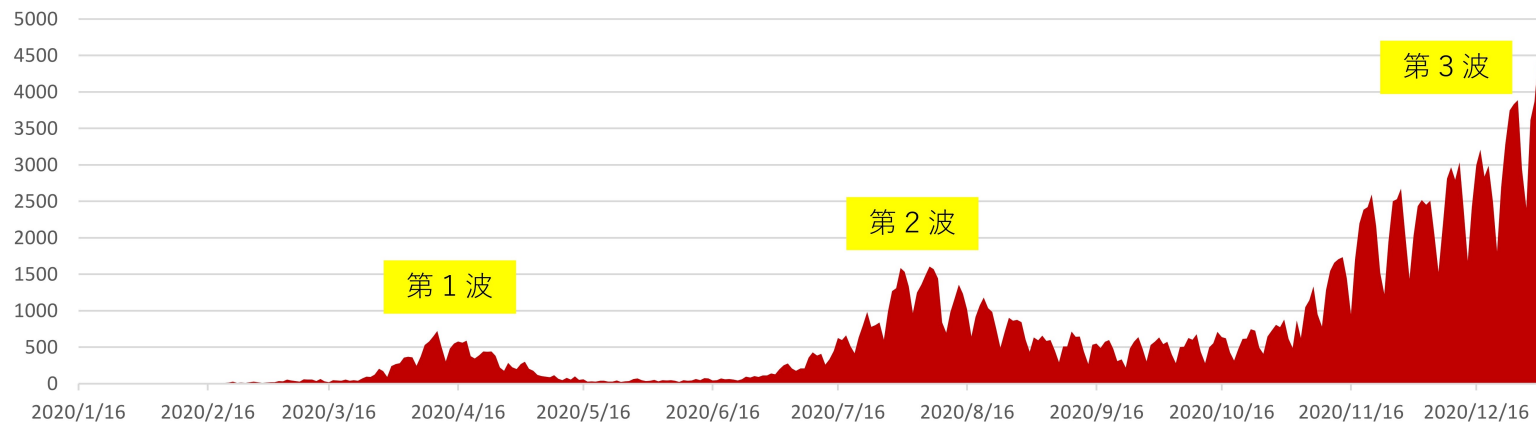
317 件の回答



2020年の自殺者数・警察原票（日次）



国内の感染者数_1日ごとの発表数



作業部会の設置について（案）

令和 3 年 月 日
文化芸術分野の適正な契約関係
構築に向けた検討会議決定

（作業部会の構成）

1. 「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議取扱要領」（令和 3 年 9 月 8 日文化庁長官決定）3.（4）の規定に基づき、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（以下「検討会議」という。）に、以下の作業部会（ワーキンググループ）を置く。

	作業部会名	検討課題
①	スタッフ ワーキンググループ （仮称）	（1）スタッフに関する契約書のひな型案の作成 （2）スタッフに関する契約書の解説案の作成 （3）その他
②	実演家 ワーキンググループ （仮称）	（1）実演家に関する契約書のひな型案の作成 （2）実演家に関する契約書の解説案の作成 （3）その他

（作業部会の開催方法）

- 2.（1）作業部会に主査を置き、検討会議の委員のうちから、検討会議の座長が指名する。
- （2）主査は、検討会議の委員のうちから、作業部会のメンバーを指名する。
- （3）作業部会には、必要に応じて、検討会議の委員以外の者の出席を求めるものとする。
- （4）作業部会は、原則非公開とする。ただし、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

今後のスケジュール（案）

令和3年10月上旬～

スタッフWG（仮称）

- ・ 論点整理
- ・ 意見交換
- ・ ヒアリング

11月中旬～

第2回検討会議

- ・ スタッフWG（仮称）の検討状況について報告
- ・ 意見交換

スタッフWG（仮称）実演家WG（仮称）

- ・ 論点整理
- ・ 意見交換
- ・ ヒアリング

12月中旬～

第3回検討会議

- ・ スタッフWG（仮称）の検討状況について報告
- ・ 実演家WG（仮称）の検討状況について報告
- ・ 意見交換

令和4年 1月中旬～

実演家WG（仮称）スタッフWG（仮称）

2月中旬～

第4回検討会議

3月上旬～

第5回検討会議

3月中

ガイドラインの公表